

## 第五編 物価・配給統制と労働者の生活

### 第一章 物価と生計費

物価統制の展開 国家総動員法にもとづく物価統制令が一九三九年一〇月に施行されたのを西期として、物価統制は太平洋戦争突入にいたる期間に次々と拡充・実施されていった。

まず一九三九年一〇月「価格等統制令」、「地代家賃統制令」、「賃銀臨時措置令」がそれぞれ施行された。「価格等統制令」は、同年九月一八日現在における価格を最高価格として、一般商品価格、運送賃、加工賃などの諸価格をこの基準以内に据え置くことを指示したものである（いわゆる「九・一八停止価格」）。この価格停止は価格公定の前提をなすものであり、のちに各品目について統制価格が次々に設定され、この停止価格に代位していった。なおこの時、生鮮食料品や土地建物などは価格停止措置の対象外におかれた。この「価格等統制令」は当初有効期間一カ年であったが、一九四〇年一〇月の改正によってさらに一カ年延長され、つづいて一九四一年九月の改正では期限をつけず当分の間有効とされ、一九四五年八月の敗戦にいたるまで存続した。

また「地代家賃統制令」は地代・家賃の最高額を一九三八年八月

四日現在の基準に据え置くことを指示したものであり、「賃銀臨時措置令」は一九三九年九月一八日を標準として賃金（基本給）の釘づけを命じたものであった。

なお生鮮食料品に対しては、一九四〇年八月青果物四〇品目について統制価格が設けられ、これによる小売目方売りが実施された。その後一九四一年七月にはこの価格統制の範囲が拡充され、市場に出回る青果物の大部分の種類に統制価格が設定された。魚介類に対しては一九四〇年九月、鮮魚、塩干魚七七品目に統制価格が設けられ、一九四一年九月にはさらに一〇〇品目について新たに統制価格が設けられ、物価統制は鮮魚介類のほとんど全部に及ぶようになった。

**物価（統制価格）の動き** 消費資料の価格の動きをみるための資料としては、まず日本銀行の東京小売物価指数および東京料金指数があげられるが、この東京小売物価指数の基礎をなす消費資料の価格は、一九三九年価格統制が実施されるとともに、統制品目については統制小売価格を、統制外品目については自由価格を対象とした。そして戦争下統制が全面化するにつれて、その物価指数も事実上統制価格（公定価格）の動きをあらわすだけのものとなった。

さてこの指数の動きをみると第62表のようである。まず一九三八年から一九四〇年の統制開始前後における騰貴率の高いことが注目



第62表 東京小売物価指数(日銀調べ、  
1914年(大正3年)7月=100)

年 中	総平均	食料品	燃料・火 灯	衣料品	その他
1939年	223.6	238	274	185	220
40	259.7	281	290	213	256
41	262.9	273	304	219	270
42	270.5	276	304	231	282
43	287.0	284	307	237	319
44	321.4	320	321	241	373
45 (1~7月)	399.7	399	401	296	464
対前年比%					
1939年	12.0	13.3	2.6	12.8	12.2
40	16.1	18.1	5.8	15.1	16.4
41	1.2 <sup>△</sup>	3.9	4.8	2.8	5.5
42	2.9	1.1	0	5.5	4.4
43	6.1	2.9	1.0	2.6	13.1
44	12.0	12.7	4.6	1.7	17.1
45 (1~7月)	24.4	24.8	25.0	22.9	24.4

〔備考〕 指数は1922年(大正11年)1月以降毎月  
発表されている。

される。その後統制が全面化するにつれて、一九四一年には騰勢がかなり押えられた。この間総平均指数では一九四〇年において対前年比一六・一%と最高の騰貴率を示したが、一九四一年には一・二%と著しく押えられた。一九四〇年における急騰をもたらした主役は食料品であった。食料品指数は一九三八年以降毎年騰勢を強め、一九四〇年には一八・一%と他の品目に比べて最高の騰貴率をみせた。これは主として野菜や魚介類の生鮮食料品をはじめとする統制外・自由価格の急騰によるものである。しかしその後統制の手が次に打たれ、統制価格が設定されていくとともに、この騰勢は押えられ、一九四一年にはやや反落をみせた。同様にまた衣料品やその他の諸品目も一九三九年および一九四〇年には大幅に騰貴したが、

一九四一年における騰勢は低位にとどまった。

太平洋戦争突入後、一九四二年には、切符配給制が開始された衣料品を除いて、全体として騰貴率は比較的低かったが、一九四三年から再び騰勢が顕著になった。このころから物価統制の破綻によって統制価格のひんぱんな改訂・引上げをくりかえさざるをえなくなっていた。一九四四年には食料品(対前年比二一・七%)およびその他の品目の騰貴が目だつようになり、一九四五年(一~七月)にはすべての価格が一樣に大幅な騰貴を示した。

次にこの小売物価指数の構成目である各小売価格および料金の動きについて、おもなものをかかげると第63表のようである。物価統制の実施・拡充期である一九三九年から一九四〇年においては、食料品をはじめ、木炭、繊維品、酒、たばこの嗜好品、日用品類などの価格がいずれも大幅な騰貴をみせている。一九四一年から一九四二年においては、統制価格の動きとしては一応の停滞を示している。この時期には価格が不変だった品目も多く、また食料品のなかの大麦、大豆、諸類などのように下落をみせたものもあった。この反面砂糖、牛乳、木炭、木綿生地、たばこなどは一貫して上昇を続けた。

一九四三年にはいると再び統制価格の改訂・引上げの動きが始まった。すなわち、このころから著しくなつた消費資料の生産・供給の減少は、配給統制を根底からゆるがすようになったため、政府は物資出回り対策として生産者価格の引上げを次々に実施し、これに応じて消費者統制価格もひんぱんな引上げが行なわれることになった。しかしこうした価格引上げも生産の崩壊とヤミの横行を前にしてはまったく無力であり、いたずらにヤミ価格つり上げの手段として利用されるだけで配給量の維持にはまったく役だたなかった。

一九四三年には米をはじめ穀類、薯類、味噌、醤油、砂糖などの

第63表 消費資料小売価格・料金の動き (東京)

(単位 銭)

品名	単位	1939年平均	1940年平均	1941年平均	1942年平均	1943年平均	1944年平均	1945年(1~7月)
内地米(3等)	14 kg	415	465			471	500	
小麦	1 kg	28	27	26		28	32	33
大豆(白)	1 貫	35	37	42		43	39	
薯(上)	1 貫	46	55	5			46	8
葱(上)	1 貫	62	75	6		7	8	11
根(上)	1 貫	12	23	4			5	7
鹿	100 匁	7	9	8			10	20
肉(2等)	100 匁	71	94	100			117	150
切身	1 本	15	17		21	23	29	34
鮭(根室上)	1 本	35	40	33		34	39	
鯖(三陸物中)	1 本	7	9	25			28	88
(民間再生)	5 銭につき g	439	427	428	405	400		314
味噌(仙台上)	1 kg	20	25	27		29	25	(100匁米味噌上)15
醤油	1 升	68	69	70		71	77	102
砂糖	1 斤	27	28	29	31	34	38	54
糖	1 斤	8	9	10	11	12	14	15
乳(並)	1 合	16		15	14	13	11	10
腐	1 銭につき匁	16				18	19	
麵・干	100 匁	16				21	26	28
素	1 斤	19		20			26	
食	1 斤	34	44	48			59	131
鶏	100 匁	34	44	48			59	131
卵(地玉上)	100 匁	34	44	48			59	131
甘藷(上)	1 貫	83	92	45	44	46	52	72



燃料・灯火	ガ木薪電 炭(奥州檜割材) 灯(家庭用)	1 熱位につき 4 貫入1俵 4 把1束 1 kW	20 182 43 16	203 (黒炭1等)	229	220	17 (14 kW)	44 258	241 49 268	(1 立方米)	21 290 71 290
織維品	白打縫毛手 木綿(3等) 糸(青縫糸細等) 拭(スワブ地)	1 反 40 反 5 反 分線 1 ポツ反	140 33 14 392 170	142 54 16 328	160 61 15 15	195 10 334	336	9 336	21 21	(1 貫) (白木綿2号)	106 954 13 416 3
嗜好品	酒茶たば (月桂冠等) (煎茶4日)	1 升 1 斤 1 個	219 195 18	251 210 20	233 223 21	244 216 25	324 227 43	465 138 70		(人絹) (綿別珍)	684 146 84
日用品・料金	靴足々洋短 下袋(黒朱子) オ傘(男) 靴(ボツクス)	1 足 1 枚 1 本 足	95 70 18 350 1,783	124 76 20 370 1,925	96 — 23 380 —	107 — 26 —	2,265	390	100 100 390		75 90 71 2,875
		新石電水郵鉄入 け 人(化粧・花王) 球(マツダ20W) 道(基本料金) 運便(葉書客料) 浴賃(旅客)	1 月 1 個 10 立方 1 枚 1 km 1 回 1 大人	120 10 35 93 2 1.56 6				1.89	122 103 2.00 8	133 40 113 2.8 2.37 10	(1945年平均)

【備考】 1) これらの価格・料金は日銀調査による。「東京小売物価指数」および「東京料金指数」のもとになる原表による。本表はそのうちおもな品目についてかかげた。

2) 「日本統計年鑑」1949年版, 660ページおよび「日本経済統計集」262ページなどによる。

第64表 労働者生計費指数 (全国, 1937年7月=100)

年 平均	合 計	飲 食 料 費										住 居 費		光熱費	被服費	その他諸費
		平均	米麦類	魚介	豆・蔬菜	乾物	豆腐・煮物類	調味料	平均	家賃						
1939年	121.2	123.2	113.2	153.1	147.0	141.7	131.7	105.5	107.3	100.1	122.6	150.6	106.9			
40	143.4	152.8	126.8	204.1	203.4	224.7	173.3	112.8	115.3	100.1	139.9	185.9	116.7			
41	147.3	152.5	125.1	195.0	176.8	211.4	178.5	114.5	119.4	100.2	142.3	202.5	120.6			
42	153.7	156.3	124.4	207.0	174.6	223.9	198.8	117.7	124.4	100.4	147.4	216.5	129.9			
43	165.2	171.1	131.5	219.9	187.7	234.0	215.3	124.2	132.3	100.3	154.2	228.3	137.9			
44	179.1	188.3	139.8	243.1	194.1	254.4	228.0	141.7	139.3	100.3	165.7	240.3	151.9			
(1~5月)																
1940年	18.3	24.0	12.0	33.3	38.4	58.6	31.6	6.9	7.4	0.0	14.1	23.4	9.2			
対前年比%	41	△ 0.2	△ 1.4	△ 4.5	△ 13.1	△ 6.0	3.0	1.5	3.6	0.1	1.7	8.9	3.3			
	42	4.3	△ 2.5	△ 0.6	6.2	5.9	11.4	2.8	4.2	0.0	3.6	6.9	7.7			
	43	7.5	9.5	5.7	6.2	4.5	8.3	5.5	6.4	0.1	4.6	5.5	6.2			
	44	8.4	10.1	6.3	10.6	8.7	5.9	14.1	5.3	0.0	7.5	5.3	10.2			
(1~5月)																

〔備考〕 1) 飲食料費と住居費の内訳費目は、それぞれの構成費目のうち、支出金額の多いおもな費目についてかかげた。ただし1944年は3月分の数字が得られなかったため、1~2月および3~5月の4ヵ月分を平均した数字である。第65表も同じ。  
 2) 調査要領については123ページの注を参照。  
 3) 内閣統計局「生計費指数」による。

調味料や各種の副食品が一斉に騰貴した。また一九三九年以降だいたい不変だった電灯料、鉄道運賃、水道料、新聞などの各料金も、一九四二年とくに一九四三年から引き上げられはじめた。そして一九四四年には食料品価格をはじめとして騰貴がさらに激しくなり、  
 一九四五年にはほとんどあらゆる品目にわたって軒並みに大幅な価格上げが行なわれるにいたった。次にこうした物価の動きを労働者の生計費の面からみることにしよう。  
 生計費の動き 戦時中の生計費の時系列的な資料として内閣統計



局の生計費指数が発表されている。このうち労働者生計費指数（全国）の動きは第64表のようである。<sup>(1)</sup>しかしこの指数は調査規定においては、調査対象となった賃労働者が現実に支出した価格にもとづいて算出されることになってきたが、実際は先の「東京小売物価指数」と同様に、統制品目については統制価格が用いられており、そのため戦時中の生計費指数は、もっぱらこの消費資料の統制価格の動きを、労働者世帯の消費、支出構造の実際による費目構成のウェイトをもって調整したにすぎないものとなっている。

〔注一〕 内閣統計局「生計費指数」は、全国主要二四都市における「労働者」および「給料生活者」を対象としている。なおこれら対象者の収入基準は、戦時中においては月収六〇円以上一〇〇円以下となっていた。この生計費指数の基準時は一九三七年七月で、指数は同年八月分から毎月発表されたが、一九四四年五月分までで全国指数の発表が中止された。第65表はこの生計費指数のうち全国の「労働者」の分をかかげたものである。その後労働者の都市別指数のみは一九四五年六月分まで発表された。そのうち東京都の分は第66表のようである。

なおこのほか、朝日新聞社においても固有の生計費指数を発表してきた。これは第65表のようである。

一九四〇年における対前年騰貴率は総合で一八・三%とやはりきわめて高くなっている。なかでも飲食料費の騰貴率が二四%と最高を示しているが、これはもっぱら統制実施の遅れた野菜や魚介類の生鮮食料品の費目、および乾物や豆腐・煮物・漬物類といった惣菜類の費目の高騰によるものであった。すなわちこの間これらの費目の上昇は三〇%から五〇%以上に及んでいた。

一九四一年にはいと、統制の全面化とともにこれらの飲食料費は多かれ少なかれ反落あるいは停滞を示した。しかし反面におい

て、統制価格の設定にもとづくこれら生計費の下落あるいは安定は、そのまま現実にも消費生活が安定し容易になったということの意味するかというところ、けっしてそうではなかった。たとえば、収入が保証されており、統制価格による配給が豊富で、必要量が配給によって確保される状態であるならば、統制価格は実際の価格の代表であって統制価格の安定化は消費生活の安定を一応平均的に示して

第65表 全国生計費指数（朝日新聞社調べ、1914年(大正3年)7月=100)

年次	総指数	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
1939年	220.5	210.6	234.9	245.5	232.2	202.4
40	247.1	249.5	236.5	273.6	268.2	209.6
41	251.7	246.0	237.3	289.4	301.2	216.4
42	259.2	255.1	237.8	291.2	314.0	229.5
43	276.0	281.2	237.8	299.7	325.8	250.5
44	308.2	331.8	239.4	342.4	343.8	274.0
45年 1月	326.4					
2月	332.9					

〔備考〕 1) 全国13都市の「労働者」および「給料生活者」を対象とする。

2) 価格は朝日新聞社の小売価格調査により、77品目を対象とする。

3) 1945年3月以降は調査打ち切り。



いるとみてよいだろう。しかし現実には統制はこうした条件を満たすことはできなかった。消費資料の生産・供給は制限され減少していき、品質も低下した。配給量は減少の一途をたどり、統制価格による配給のみでは生活はまったく維持できなくなった。ヤミ購入への依存度は増大したが、物資欠乏の激化により一般労働者は高騰したヤミ価格に対する支払能力はなく、結局消費資料の購入・消費量を極度にきりつめざるをえなくなっていった。しかしこうした消費生活の窮迫の実態は、飲食料費指数の動きからはまったくみることができない（生活資料の配給・消費の実際については第二章で詳しくみる）。またこのことは被服費や住居費、その他の生活諸費についても同様である。

一九四一年までの期間、飲食料費に次いで騰貴の目だったものは被服費であった。被服費は一九三九年には二二・三%、一九四〇年には二三・四%と大幅な騰貴を続けた。一九四一年にはこれまでの上昇率に比べると大幅に低下したが、それでも八・九%の上昇で他の費目に比べてかなり高い騰勢を持続した。また住居費は一九三九年四・二%、一九四〇年七・四%、一九四一年三・六%と毎年上昇を続けたが、このうち家賃については一九三七年以来ほとんど不変となっている。これはその後も同様で、一九四四年においても一九三七年七月基準に対してわずか〇・三%しか上昇しなかったことになっている（しかしこうした低家賃の数字がいかにも現実とかけはなれたものであったかは、第二章第五節住宅の項でみることにする）。

一九四二年における総合指数の上昇率は四・三%で前年の二・七%をやや上回るようになった。飲食料費については米麦類と豆・蔬菜類が前年につづいて低下したが、その低下率は少なくなった。これに対して豆腐・煮物・漬物類（二・四%）をはじめ魚介（六・二%）、乾物類（五・九%）の反騰が目だった。また飲食料費以外では

第66表 労働者生計費指数（東京、1937年7月=100）

年平均	総合	飲食料	住居費	光熱費	被服費	その他諸費
1939年	120.2	123.9	105.3	116.0	147.9	109.2
40	142.8	152.1	113.0	143.3	191.4	118.3
41	146.1	157.8	129.7	133.4	205.7	122.9
42	152.5	157.7	119.2	138.3	221.8	130.8
43	163.2	172.9	123.3	141.3	232.1	140.0
44	185.3	201.9	125.4	152.9	245.5	171.6
45	209.7	218.2	120.1	134.2	324.8	222.5

〔備考〕 1) 1943年の指数についてはこれまで発表された統計書によるとすべて、総合指数は前年の152.5に対して163.2と高まっているが、内訳の1943年の飲食料費は143.4、住居費102.6、光熱費117.8、被服費193.0、その他117.0となっていて、いずれも前年より低くしるされている。本表ではそれを月別指数によって計算しなおし、訂正を行なった。

2) 1944年および1945年指数は1～6月分の平均。

3) 内閣統計局「生計費指数」による。調査要領については123ページの注を参照。

被服費および保健衛生や文房具などの「その他の諸費」の上昇が大きかった。一九四三年の総合指数の対前年上昇率は七・五%で、一九四三年からは飲食料をはじめ各費目がだいたい齊一性をもってはつきりと上昇を示すようになり、一九四四年にはいるとこの動きが一層顕著になった。一九四四年においては総合指数の上昇率は八・四%となり、飲食料費平均では一〇・二%、このうち調味料（二四・一%）、魚介（二〇・六%）、乾物（八・七%）、米麦類（六・三%）



などの上昇が目だった。また、光熱費（七・五％）、保健衛生などの「その他の諸費」（二〇・二％）の上昇も大きかった。

一九四四年から一九四五年にかけての動きについては、全国指数が欠けているので、これを東京都の分についてみることにする（第66表）。東京都における一九四五年指数（一～五月平均）は前年（一～六月平均）に対して、総合で一三・二％の上昇、飲食料費は八一・一％、被服費は三二・五％、その他の諸費は二九・七％とそれぞれ大幅な上昇をみせたが、住居費と光熱費はかえって下落を示した。飲食料費の内訳では米麦類が〇・四％、魚介類が二〇・九％、豆・蔬菜類が三〇・三％、乾物類が二三・五％、豆腐・煮物・漬物類が五・九％、調味料が一九・三％とそれぞれ上昇し、とくに魚介、蔬菜、乾物といった副食品の上昇がきわめて大幅であった。また住居費のうちの家賃も九・八％と、一九三七年以来はじめて大幅な上昇を示した。一九四三年後半から著しくなった物価・配給統制の破綻がいかに生計費を増大させていったかは、こうした生計費指数の動きによってもうかがうことができよう。

**ヤミ価格の動き** 消費資料のヤミ取引、すなわち統制価格以上の高値による売買は、太平洋戦争前における物価統制の実施とともに始まったといつてよい。物価統制に依りて実施された配給制度ももっぱら消費規制を目ざしたもので、統制価格による消費必要量の供給を確保するものではなく、消費資料の生産・供給の減退とともに配給量も減少していった。その結果配給不足から消費生活のヤミ市場に対する依存度が増加し、ヤミ価格は高騰した。こうした状況は太平洋戦争下、早くも一九四二年ごろから著しく目だつようになつた。

たとえば、一九四二年ごろの新聞記事によると（当時の朝日新聞による。以下同じ）――

(1) 野菜 四二年頃には野菜不足に乗じて東京市内の八百屋の量目不足が著るしくなつたが、八月頃になると闇、情実売りが横行し、得意先に対して統制価格の二～三倍の価格で情実売りを行った（一九四二年八月三日付）。さらに九月の警視庁の査察によると、全市の八百屋がほとんど全部、闇・情実売り、量目不足を行つてゐた（一九四二年九月五日付）。また秋になると野菜の欠乏から買出しが増大した。

(2) 魚介類 四二年七月ごろのインチキな加工品の横行について――「食品については千差万別の加工品に対し一々規格を定め難いのをよいことにして、規格品に一寸手を加へたものがうんと高く売られるといふ有様で……、鰯の桜一〇〇匁三八銭のものを鰯の蒲焼と称して一寸手をかけて三〇匁で三〇銭……はちみつするめ、うにつけいか、などといふものも、のしやかに味をつけた程度で、するめ一〇〇匁六三銭のものが二円程度につり上つてゐる」（一九四二年七月一六日付）。さらに八月ごろの実質的な価格統制違反の例として――「さはらの丸身は一〇〇匁七〇銭だ。然し切身にすれば同じ一〇〇匁で九〇銭に売れる。それかあらぬか丸身にほんの僅か包丁を入れたさはらが「切身でござい」と途端に七〇銭から九〇銭に跳ね上る」（一九四二年八月四日付）。

なお食生活において配給がどのくらいの比重をもつていたか、これを大阪市民の栄養摂取量からみると、実際の摂取総量に対して配

年	熱量(%)	蛋白質(%)	給によるものの比率は上
一九四二年四月	八三・二	六九・七	のようで、とくに蛋白質
四三年四月	八〇・五	六九・三	の配給はすでに一九四二
四四年三月	七六・一	六四・九	年四月ごろから著しく低
四五年三月	七三・三	六七・五	下していた（第二章第三
七月	七〇・〇	三九	節栄養摂取状況の項、第



79表を参照)。

一九四三年にはいるとヤミ取引はますます増大した。野菜や魚の生鮮食料品をはじめとして副食品、日用品などの配給不足は激しくなり、野菜や諸類の都市近郊農村への買出しが増大した(第二章第二節を参照)。またこのころからヤミブローカーを専業とする者が増加し、ヤミ市場も本格化するにいたった(朝日新聞一九四三年九月九日付)。

また中央物価統制協力会議が全国の約二千世帯を対象として行なった「生活必需物資配給実体調査」によれば、一九四二年一二月から一九四三年五月にかけて、各一ヵ月間の消費資料総購入回数のうち、ヤミ価格を支払って購入した回数の割合は、次のようであった(「昭和財政史」第九巻、「通貨・物価」三〇九ページによる)。

類別	一九四二年		一九四三年		
	一二月	一月	二月	三月	四月
穀類	三六	三三	三三	三四	二九
蔬菜類	四四	四七	四三	四八	五二
果実類	三七	三五	三七	四二	五二
生魚介類	四九	五二	五〇	五二	四七
肉乳類	一八	一八	一九	一九	一七
乾物類	四六	四六	四六	四六	四〇
佃煮・漬物類	三六	三六	三四	三三	二七
調味料	二七	二五	二〇	二三	二五
嗜好品	三三	三〇	三〇	二九	二二
燃料	二六	二五	三三	二七	二四
総平均	三六	三四	三三	三四	三〇

すなわち穀類、蔬菜類、生魚介類、乾物類、佃煮・漬物類などのヤミによる購入回数の比率が高く、とくに蔬菜、生魚介、乾物など

の副食品はその比率が五〇%程度に達していた。なおこれについて右の「昭和財政史」は次のように付け加えている。「この数字を見るにあたって注意すべきことは、二千世帯弱の申告者中、年々三千円以上の所得を取って総合所得税を納めるものは二〇%で、残る八〇%はそれ以下の、国民のおそらく大部分を占めるとはいえ、所得が少額でヤミ価格を支払う能力の小なる階層であったということである」と(同書、三〇八ページ)。

一九四三年末から一九四五年七月にかけてのヤミ価格の動きをみると第67表および第68表のようである。調査の制約からだいたいの傾向を示すにとどまるが、一九四三年一二月におけるヤミ価格の対統制価格倍率では、砂糖の二二・七倍、石けんの二〇倍、甘藷の一〇倍などが目だっていた。その他のものは食料品をはじめまだ倍率は比較的低かった。しかし一九四四年にはいると米のヤミ価格が統制価格に対して三月には一四倍、一月には四四倍と大きく上昇するにいたった。その他のものも六月から九月になると大部分のものがそれぞれ統制価格の一躍一〇倍以上に達するようになった。ヤミ価格は一九四四年において急速に騰貴し、そしてその範囲も普遍化するにいたったということができる。

なおこの間、消費資料の配給不足はきわめて深刻化し、穀類、諸類、野菜類をはじめ副食品の買出しが増大した(第二章第二節を参照)。また軍需工場による食糧品の「大口買出し」が盛んとなり、これに乗じてヤミブローカーの暗躍が大規模化した(これらブローカーは工場に直接雇用され給料の支給を受けて専門に買出しに従事し、あるいは特定の工場と契約してヤミ物資の売込みを行なった)——朝日新聞一九四四年四月三日付)。

中央物価統制協力会議の調査によると、一九四四年一月、東京都の労働者世帯における野菜類および魚介類の入手方法は次のように

第67表 ヤミ価格の対統制価格倍率の推移 (統制価格を1とする倍率)

品名	1943年 12月	1944年				1945年		
		3月	6月	9月	11月	3月	6月	7月
米	6.0	14.0	28.0	36.0	44.0	50.0	56.0	70.0
小麦	5.3	8.0	14.7	20.0	20.0	23.3	25.3	26.7
粉豆	7.5	12.5	13.8	13.8	17.5	25.0	27.5	30.0
大馬鈴薯	5.0	6.1	6.1	14.0	16.0	17.2	24.0	26.0
甘藷	10.0	12.5	15.0	15.0	20.0	20.0	21.3	22.5
玉ねぎ	4.2	5.8	9.2	10.8	10.8	10.8	16.7	21.7
キャベツ	1.2	1.4	2.0	4.0	6.0	—	—	—
豚肉	2.2	5.0	8.4	9.4	12.5	15.6	17.5	18.8
鶏卵	3.0	10.0	10.0	15.0	16.0	17.0	25.0	35.0
塩	1.1	6.8	7.5	7.5	8.0	8.0	6.8	5.7
味噌	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	7.7	15.4	30.8
食用油	3.8	5.0	6.3	10.0	16.3	18.8	43.8	47.5
砂糖	5.2	6.9	13.8	31.0	41.4	48.3	62.1	75.7
塩	22.7	45.5	90.9	118.2	136.4	177.3	204.5	240.9
綿	6.0	12.0	14.0	18.0	19.2	48.0	48.0	52.0
木綿	3.3	6.7	11.7	20.0	26.7	40.0	43.3	50.0
足袋	4.4	8.8	12.5	15.0	25.0	46.3	65.0	75.0
靴	5.0	8.0	10.0	14.0	20.0	26.0	—	36.0
地下足袋	2.9	5.9	10.6	11.8	20.6	29.4	41.2	52.9
洋傘	2.7	2.7	3.0	10.3	11.3	12.7	13.3	13.3
石けん	20.0	30.0	50.0	50.0	60.0	150.0	200.0	200.0
マッ	2.5	3.0	15.0	45.0	75.0	112.5	150.0	200.0
木炭	4.5	11.4	15.9	18.2	36.4	29.5	29.5	36.4
薪	3.8	8.8	11.3	11.3	11.3	15.0	15.0	20.0
自転車	2.9	5.2	7.8	10.4	13.0	16.9	19.5	26.0

〔備考〕 アメリカ合衆国戦略爆撃調査団、正木千冬訳「日本戦争経済の崩壊」309ページにかかげられた日銀調査資料にもとづいて算出したもの。

なっていた(入手総量を一〇〇とする各比率、調査対象は二三世帯。なおこの調査については宇佐美誠次郎「戦争末期における労働者の食生活についての資料」——大原社会問題研究所「資料室報」第七七号を参照されたい)。

魚介類 野菜類

家庭配給 六〇% 五〇%  
 職場配給 四〇% 〇%  
 行商人より 三〇% 〇%  
 買出し 一〇% 〇%  
 その他 八五% 八五%  
 無償入手 八〇% 三〇%

また労働科学研究所の東京における工場労働者のヤミ購入調査によれば、一九四四年九—一〇月におけるヤミ購入量の割合は、米が九%、野菜が六九%、魚が三八%、調味料が七%となっていた(コーヘン、大内訳「戦時戦後の日本経済」下巻、一六七ページによる)。野菜や魚の生鮮食料品をはじめとしてヤミ市場依存率はきわめて高まった。

一九四五年にはいると物価・配給統制は完全に崩壊し、ヤミ価格は米をはじめとする主食品、味噌、醤油、食用油、砂糖などの調味料、繊維製品、あるいは石けん、マッチ、木炭などの日用品類がいずれも大幅



第68表 小売りヤミ相場指数  
(1938年12月小売市場相場=1)

品目	1943年 10~12月	1944年 10~12月	1945年 6~7月
米	10.3	36.6	97.6
小麦	3.8	8.8	44.2
小甘馬	5.4	25.0	60.0
粉	5.6	23.7	—
諸薯	5.7	16.7	33.3
南大人ね	2.9	11.4	—
瓜根	2.7	10.2	—
参ぎ	2.3	10.8	23.1
	4.8	7.2	—
豚鶏	4.9	22.0	—
肉卵	6.7	33.3	55.6
砂糖	29.4	206.0	588.0
味噌	4.1	17.5	—
醬食	6.0	30.0	100.0
用油	12.0	40.0	133.0
煙草	—	33.3	100.0
足手石	4.0	8.0	—
け	4.0	—	—
袋拭ん	22.2	55.5	111.0
木	5.6	16.7	—
薪	7.3	15.0	—
マ電	8.3	—	—
ツ	—	—	25.0
チ球	—	—	—

〔備考〕 森田優三「流通過程より見たる日本経済危機の実相」(「経済評論」1946年7月号, 52ページ以下)による。

第69表 小売実効価格指数  
(1930~34年平均=100)

年別	指数	対前年比 (%)
1939年	154.9	11.9
40	193.0	24.6
41	225.1	16.6
42	292.9	30.1
43	344.5	17.6
44	430.2	24.9
45 (1~8月)	527.1	22.5

〔備考〕 1) 日銀調査局調べ。  
2) 「東洋経済統計月報」1948年9月号による。

に騰貴するにいたった。  
実効価格の動き これまでみたように、統制価格に対するヤミ価格の乖離は、戦争経済の悪化とともにきわめて著しくなったが、このヤミ価格を加味した「実効価格」の動きを日銀調査局の「小売実

調査」と厚生省労働局の「労働者生活状態調査」が公表されている。しかしこの二つの調査によってみることは一九四二年三月までの期間にすぎない。

(注一) 内閣統計局「家計調査」は「米穀統制の基本資料を供与すること」を目的として、一九三一年から実施された。調査地域は東京、大阪、名古屋をはじめ全国の一〇都市で、対象世帯は労働者(工場労働者、交通労働者)約一三〇〇世帯、給料生活者(官公吏、銀行会社員、教職員)約七〇〇世帯、計二千世帯となっていた。また選定基準として、(1)平均五〇円以上一〇〇円未満の収入ある世帯であること、(2)世帯主の勤労所得をおもな収入とする世帯であること、などが条件となっていた。その後この調査は一九四一年八月分をもって終わり、一九四一年一月から新たに「戦時下国民生活の確保を目的とする諸般の国策企画の基礎資料を得るため」という主旨で改正・家計調査が

効価格指数」によってみると第69表のようである。この指数は一九四〇年に二四・六%とそれまでの最高の騰貴をみせたが、一九四一年にはこの騰勢がやや低下した。しかし一九四二年には三〇・一%と大幅に騰貴し、その後一九四三年には一七・六%、一九四四年には二四・九%、一九四五年(一~八月)には二二・五%と、年々著しい騰貴を示した。

家計調査 戦時中における労働者世帯の家計状況をみるための全国的な調査としては、内閣統計局「家計

実施された。この調査地域は全国五二都市、対象世帯は労働者、

給料生活者世帯のほか、農家、商家、未婚者世帯も加えられて、調査規模は拡充され、調査項目もかなりの変更がなされた。しかしその調査結果は最初の一九四一年一〇月分が「給料生活者及労働者戦時下家計調査結果表（抜粋）」（一九四四年三月刊）として公表されたほかは、まったく発表されずに埋もれてしまった。第72表の家計調査の一九四一年一〇月～一九四二年九月分の数字は、総理府統計局所蔵のこの原表の一部を参考

としてかかげたものである。

厚生省労働局「労働者生活状態調査」は、一九四〇年四月～一九四二年三月の二カ年にわたって実施されたもので、「標準生活費」の算定や「適正賃銀」の決定の資料とすることを目的としていた。調査対象は工場労働者が全国四八工場から一二〇〇人、鉱山労働者が全国二〇鉱山、三〇〇世帯となっていたが、これらの工場・鉱山は大企業が多かった。調査世帯の選定条件や調査項目は内閣統計局「家計調査」とだいたい同様であ

第70表 労働者世帯の総収入・総支出（1世帯1ヵ月平均）

1) 内閣統計局「家計調査」

年 月	世帯平均 (人)	収入 総額	実収入	実収入以外の収入					支出 総額	実支出	実支出以外の支出				
				計	繰越	貯引	金出	負債			掛買	計	繰越	貯金	掛買
1938.9～1939.8	4.17	179.01	101.79	77.22	50.58	7.30	2.43	14.34	179.01	84.05	94.96	51.10	17.65	14.44	
1939.9～1940.8	4.21	196.10	111.63	84.47	54.93	9.11	2.74	15.10	196.10	94.03	102.07	56.15	17.72	15.30	
1940.9～1941.8	4.20	213.54	120.99	92.55	67.28	10.02	3.89	8.94	213.54	101.49	112.05	69.35	18.71	9.33	

2) 厚生省労働局「労働者生活状態調査」

年 月	世帯平均 (人)	収入 総額	実収入	計	繰越	貯引	金出	負債	掛買	支出 総額	実支出	計	繰越	貯金	掛買
1940.4～1941.3	4.2	162.21	142.61	19.60	—	13.02	3.01	—	—	160.31	119.99	40.32	—	25.04	—
1941.4～1942.3	4.2	175.08	155.48	19.60	—	13.57	2.87	—	—	172.86	129.34	43.52	—	28.35	—

〔備考〕 1) 内閣統計局「家計調査」の数字は全国10都市の労働者世帯のものである。実収入以外の収入および実支出以外の支出の内訳は、金額の多いおもな項目のみをかかげた。それぞれの計には、掲載項目以外の金額も含まれている。厚生省労働局調査についても同様である。

2) 厚生省労働局「労働者生活状態調査」の数字は、工場労働者世帯のうち、「第1級地域」——東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、長崎の各府県内工場——のものである。



第71表 労働者世帯の実収入構成（1世帯1ヵ月平均）

1) 内閣統計局「家計調査」

(単位 円)

年 月	実 収 入 額	勤 勞 収 入				実 支 出 額	実収入- 実支出
		計	世帯主 収 入	配偶者・ 家族 収 入	勤勞外 収 入		
1938.9~1939.8	101.79	94.74	90.48	4.26	7.05	84.05	(+) 17.74
1939.9~1940.8	111.63	103.14	98.26	4.88	8.49	94.03	(+) 17.60
1940.9~1941.8	120.99	112.32	106.53	5.79	8.67	101.49	(+) 19.50

2) 厚生省労働局「労働者生活状態調査」

1940.4~1941.3	142.61	134.54	132.41	2.13	8.07	119.99	(+) 22.62
1941.4~1942.3	155.48	148.65	145.69	2.96	6.83	129.34	(+) 26.14

る。  
この二つの調査によってまず収入面の動きをみると、太平洋戦争突入前の一九三八年から一九四一年にかけて、実収入額が年々増加を示したが、とくに世帯主勤勞収入の伸びはかなり大きかった(第70・71表)。これに対して、実支出も年々増加したが、全体的には実収入が実支出を上回っていた(第71表)。

実支出構成は第72表のようであるが、一九三九年九月~一九四〇年八月においては前年同期に比べて飲食物費の支出増がきわめて大きかった(平均二一・五%)。主食類(米麦類)は二一・五%増加し、なかでも豆・蔬菜(四〇・六%)や魚介(二七・七%)などの副食物に対する支出増が著しかった。この反面住居費は家賃も含めてやや減少した。しかし、この当時の激しい住宅難から、転居や新入居のさいの家賃はきわめて高騰していた(第二章第五節を参照)。また光熱費は一・二%とかなり増加したが、被服やその他の諸費(保健衛生、交際費、修養娯楽費など)の支出増は比較的低かった。この結果、実支出総額に占める各費目の割合も、飲食物費とくに主食、副食物の比重が高まり、住居費(家賃も)、光熱費、被服費、その他の諸費、などいずれもその比重を減じた。こうして実支出の膨張はもっぱら飲食物費の支出増によるものであるが、その原因は、先に生計費についてみたように、これら費目の大幅な上昇にあった。しかし、たとえば一九四〇年の生計費は前年に対して総合で一八・三%、飲食物費全体で二四%、米麦類が一二%、魚介、野菜、乾物などの副食品が三〇%から五〇%以上、そして被服費が二三・四%、光熱費が一四・一%などそれぞれ大幅に増加していることからも、生計費の増加率のほうが右の支出増を上回る状態にあったとみられる。この結果、家計支出の増加にもかかわらず、不可欠な食料の確保に重点を置いて、被服、光熱、その他の諸費などは極力消費の節約を行なわざるをえなかったのである。

次の一九四〇年九月~一九四一年八月においては、飲食物費中野菜や魚介類などの副食物は依然として大幅な支出増を続けたが(二〇・五%)、主食が減少した結果、飲食物費全体の膨張率は前期に比べて著しく低下した。これに対して被服費(一六・五%)や光熱費(一三・一%)の増加が目だった。

また一九四一年四月~一九四二年三月の状況を厚生省労働局の調査によってみると、野菜や魚介類などの副食物をはじめ調味料、外

第72表 労働者世帯の実支出構成（1世帯1ヵ月平均）

1) 内閣統計局「家計調査」

（単位 円）

年 月	世帯人員	消費単位	実支出額	飲 食 費										住居費		光熱費	被服費	その他諸費
				計	主 食	副 食	魚 介	物 質 豆・蔬菜	調味料	外 食	嗜好品	計	家 賃					
実 額	1938.9～1939.8 1939.9～1940.8 1940.9～1941.8	4.17 4.21 4.20	3.13 3.17 3.16	84.05 94.03 101.49	34.60 42.05 45.25	13.09 16.03 14.84	9.72 12.50 15.06	2.89 3.69 4.27	2.86 4.02 4.92	2.83 3.16 3.68	2.47 2.68 2.82	6.49 7.68 8.85	12.37 12.32 13.02	10.08 9.87 10.14	4.45 4.95 5.60	8.16 8.63 10.05	24.47 26.08 27.57	
構 成 比 率 %	1938.9～1939.8 1939.9～1940.8 1940.9～1941.8		100.0 100.0 100.0	41.2 44.7 44.6	15.6 17.1 14.6	11.6 13.3 14.8	3.4 3.9 4.2	3.4 4.3 4.9	3.4 3.4 3.6	2.9 2.8 2.8	7.7 8.2 8.7	14.7 13.1 12.8	12.0 10.5 10.0	5.3 5.3 5.5	9.7 9.2 9.9	29.1 27.7 27.2		
対 前 年 比 %	1939.9～1940.8 1940.9～1941.8		11.8 7.9	21.5 7.7	22.5 △7.5	28.6 20.5	27.7 15.7	40.6 22.4	11.7 16.5	8.5 5.2	18.3 15.2	△3.2 5.7	△2.1 2.7	11.2 13.1	5.8 16.5	6.6 5.7		

2) 厚生省労働局「労働者生活状態調査」

実 額	1940.4～1941.3 1941.4～1942.3	4.2 4.2	3.2 3.1	119.99 129.34	47.35 51.18	15.31 13.26	17.46 20.82	4.89 5.96	5.38 6.85	3.80 4.41	2.90 3.46	7.88 9.23	15.87 16.93	12.36 12.37	5.62 5.83	12.70 14.92	38.45 40.48
構 成 比 率 %	1940.4～1941.3 1941.4～1942.3			100.0 100.0	39.5 39.6	12.8 10.3	14.6 16.1	4.1 4.6	4.5 5.3	3.2 3.4	2.4 2.7	6.6 7.1	13.2 13.1	10.3 9.6	4.7 4.5	10.6 11.5	32.0 31.3

3) 内閣統計局「家計調査」(改正)

1941.10～1942.9 (構成比率 %)	4.3	115.60	49.64	14.08	(物菜費)			21.63	2.81	10.12	12.24	9.76	5.86	12.09	36.77
		100.0	42.1	12.2	18.7	2.4	8.8	10.6	8.4	5.1	10.5	31.8			

〔備考〕 1) 内閣統計局「家計調査」1941年10月～1942年9月分は、総理府統計局所在の調査原表によったものである。この数字は工業労働者世帯の全国平均で、現金支出と掛買いとを合わせた額を示す(現物支出を除く)。また住居費のうち「家賃」は、住居費総額から家財費を除いた全額である。

2) 上段の家計調査1938年9月～1941年8月分の住居費は水道料を含むもの。その他の調査では水道料は光熱費に含まれている。

3) 各調査の調査要領については128ページの注を参照。



第73表 戦時中の最低生活費（1世帯1ヵ月当たり）

費目	労研(1941年10~12月) 標準家族・夫婦と子女 3人 消費単位3.3~4.1		調査研究動員本部 特別委員会(1944年10月) 標準家族・夫婦と子女3人 消費単位3.8			
	円	%	配給を主とするばあい		配給不十分なるさいの 特別支出を含むばあい	
飲食物	60.00	40.5	60.28	36	84.40	43
住居	21.54	14.5	22.20	13	(左に同じ)	11
被服	25.65	17.3	21.53	13	25.83	13
光熱	5.00	3.4	7.50	4	8.10	4
教育	4.80	3.2	5.54	3		3
保健衛生	7.51	5.1	10.35	6		5
公課その他負担	3.32	2.2	11.23	7	(左に同じ)	6
交通通信	2.00	1.4	6.23	4		3
娯楽	2.50	1.7	1.50	1		1
交際	3.00	2.0	5.00	3	(左に同じ)	3
貯蓄・保険	4.87	3.3	5.83 (保険費のみ)	3		3
嗜好品	5.00	3.4	—	—		—
その他	3.00	2.0	10.00	6		5
合計	148.19	100.0	167.19	100	198.21	100
		貯蓄 貯総	22.28 189.47		(左に同じ) 218.49	

- 〔備考〕 1) 労働科学研究所が作成した「最低生活費」と調査研究動員本部特別委員会が作成した「戦時標準最低生計費」による。  
 2) 両者の費目構成に若干の相違があるので、各費目の金額を直接対比することには無理がある。

食、嗜好品など主食を除く飲食物費の膨張が著しく、支出構成においてもこれらの比率が高まった。飲食物費のほかで増加の大きかったものは被服費で、この結果、被服費は構成比率のうえでも若干高まった。住居費（家賃も）、光熱費、その他の諸費は支出額のうえでは増加したが、支出構成に占める比率は若干低下した。こうして、太平洋戦争突入前後の時期における家計膨張の主因は、副食物費をはじめとする飲食物費、および被服費の膨張にあった。そしてそれらの膨張の原因はこれら支出対象である消費資料価格の騰貴であったといえることができる。

なお、内閣統計局と厚生省労働局の家計調査によってみることができるのは一九四二年四月までについてであるが、第72表にはその後の状況を少しももうかがうため一九四一年一〇月から改正のうえ実施された内閣統計局「家計調査」の一部を参考までにかかげた。調査対象や調査項目がかなり違っているもので、これまでの家計調査と直接対比することはできないが、やはり惣菜費、被服費、および保健衛生費、交際費などその他の諸費の支出が大きくなっていることは推定できよう。

(注) 太平洋戦争下の労働者家計の動向

をみるのに適当な資料は見当たらないが、次にその参考資料として二、三のものをかけよう。

まず三菱経済研究所の調査による東京の一労働者世帯（夫婦、子供三人、月収一〇〇〜一五〇円）の家計支出構成は次のようになっていた（コーヘン、一二八ページによる）。

用途別	一九三八年	一九四〇年	一九四二年	一九四四年
食物	三二・二円	三三・七円	三六・三円	三〇・六円
住宅	二二・九	二一・六	二二・〇	二七・八
光熱	四・四	四・五	四・二	三・一
衣服	九・二	八・一	八・九	六・三
医薬	六・〇	五・九	六・五	六・四
雑	一八・〇	一七・五	二〇・五	三三・二
貯蓄	一四・五	一五・七	一〇・七	三二・五
公課	〇・九	一・〇	一・〇	二・一

これによると食物支出の割合は比較的低くなっているが、戦争下、住宅、光熱、衣服などに対する支出割合の低下と、貯蓄および公課の割合の大幅な増加が目される。

次に戦時中に発表された二つの「最低生活費」をかかけると第73表のようである。労働科学研究所（労研）が作成した「最低生活費」は、「持続的作業」（熱量三千カロリー、蛋白質九〇グラム）を行なう都市労働者の世帯についてで、算定時期は一九四一年一〇〜一二月である。

また、調査研究動員本部特別委員会の「戦時標準最低生計費」は、「軽労作」（熱量二一〇〇カロリー、蛋白質七〇グラム）の大都市の「下級給料生活者」についてで、算定時期は一九四四年一〇月となっている。いずれも消費を極度にきりつめた文字どおりの最低必要支出額を想定している。両者の計算には費目

内容など若干の相違があるので、両者を直接対比することには無理がある。しかしこれによってうかがわれることは、まず戦争下における最低必要支出額の大幅な増加、なかでも飲食物費、および公課・負担費、貯蓄が不可避的に増大したこと、その結果住居、被服などが極度に圧縮を受けたこと、などであろう。

なお貯蓄については、政府、大政翼賛会、町内会、隣組などを通じて「貯蓄増強」が推進され、戦争中の貯蓄は租税同様、義務的・天引きの「支出」となったが、工場・事業場においても「国民貯蓄組合」が結成されて貯蓄の「徴収」に拍車をかけた。またこの点、別の資料によってみると、貯蓄管理工場事業場（工場法施行令により、従業員に貯蓄をさせるばあい、その取扱方法などについて地方長官の認可を受けた企業）は、厚生省の奨励などにより、一九四一年六月末現在、全国事業場数（従業員三〇人以上）に対して四八・六％、その貯蓄労働者は労働者総数に対して八一・四％となっていたが、一九四二年六月末にはこれがそれぞれ五四・一％、八七・一％と増加した。また労働者一人当たり平均貯蓄高（国債・債券の購入も含む）はこの間九二円から一三八円へと増加した。しかしこうした戦争下の貯蓄は軍事国債の消化に当てられ、引出しは極力制限されたまま、敗戦から戦後の激しいインフレーションによって極度に減価してしまった。貯蓄の増加はこうして事実上「支出」の増加を意味することになったのである。



## 第二章 配給、消費、生活実態

## 第一節 食生活の推移(一)

## ——主要食糧の配給と消費——

**主食配給の実施** 一九四一年四月、米穀の割当通帳制が東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜の六大都市において実施されたが、これが食料品に対する最初の消費統制であった。その後この割当配給制は全国的に拡大され、同年一二月現在においては全国九九%の市町村において実施されたが、配給方法も当時は市町村ごとに通帳制をはじめ切符制、カード制をとるものなどが混在しており、配給量についても、六大都市を除いて地方ごとに多少差異があった。この割当配給制は一九四二年三月までに全国的に実施された。

米穀配給の基準割当量は第74表のようであるが、この時設けられた一人一日二合三勺の配給基準は、一九四五年五月まで形式的には一応変わらなかった。

ところでこの二合三勺配給基準決定の根拠やその配給量の栄養上の問題点については、次のような指摘がなされている。

政府当局が普通人一日当りの米割当量を二合三勺と決定したるは栄養的見地よりは寧ろ主として米の供給量より算出せるもの如く、今之を昭和一五年(一九四〇年)八月に終る一カ年間の全国俸給生活者の消費単位(大人に換算せるもの)一人当りの一日米消費量三合に比較するに約二割強の減少に当れり。……「またこの基準は」副食品の豊富にして自由購入容易なりし昭和一六年

「一九四一年」当時において算定せられたるものにして副食品の自由獲得益々困難となれる昨今「一九四三〜四四年」においては中下層階級の主食品に対する不足感を濃化せること少なからずして相当深刻なる場面を展開しつつあり(日銀調査局資料「食糧品の配給ニ付テ」一九四四年一月より要約)。

また木原芳次郎・谷達雄共著「科学的にみた最近十年間の食糧の変遷」(農業技術協会、一九四七年二月刊)によると次のとおりである。

普通成人……に対する一日の配給量三三〇グラム(二合三勺)の米より摂取できる栄養量は蛋白質二三・八グラム、脂肪一・七グラム、炭水化物二五四・三グラム、一一五五カロリーである。……従来日本人の米の消費量は中等程度の労作を行う成年において一日四三〇〜五〇〇グラム(三〜三・五合)とされている。……この米の配給量は従来の消費量に比して約二割少いのである。……この米の配給量は従来の消費量に比して約二割少いのである。……外食、混食、代用食等何等かの方法によって補強しなければ不足勝である。……当時においてはこの配給量を補強する食品の入手もまだ比較的容易でもあったが、三三〇グラム、二合三勺は国民栄養の貧しい基盤となり、食生活の組成は次第に内容が悪化し後年に永くその嘆きを繰返したのであった(同書、三九〜四一ページより要約)。

(注) なおこれに関して朝日新聞一九四四年七月二二日付(「食糧行政査察聴取会による」)も次のように記している——二合三勺は厳密にどうして割出されたかは大して意味がない。通帳実施の時の米の消費実績を實在人口で割ったものに多少増したものを基準の二・三合とし、軽労働、重労働の労作別および年齢別に配給量を決めた。当時は他の副食物があったからこの割当に議論も出ずに事足りていた。

第74表 米穀配給基準量(1人1日当たり)

1) 1941年4月~1945年5月

年齢(数え)	労働区分	男		女	
		グラム(合)	カロリー	グラム(合)	カロリー
1~5 6~10		120(0.8) 200(1.4)	421 702	同 同	左 左
11~60	甲(普通) 乙(重労働) 丙(特別重労働)	330(2.3) 390(2.7) 570(4.0)	1,158 1,369 2,001	330(2.3) 350(2.5) 420(2.9)	1,158 1,228 1,474
61以上	甲 乙 丙	300(2.1) 350(2.5) 480(3.4)	1,053 1,228 1,685	同 320(2.2) 380(2.7)	左 1,123 1,334

2) 1945年5~8月

A 家庭 向け	年齢	労働区分等	男女とも グラム (合)	カロ リー	年齢	労働区分等	男女とも グラム (合)	カロ リー
		1~2 3~5	全 部	120(0.8) 170(1.2)	421 597	11~15	6大都市 その他	400(2.8) 360(2.5)
	6~10	6大都市 その他	280(2.0) 250(1.8)	983 878	16~60 61以上	普通・軽労働 重労働 全 部	330(2.3) 400(2.8) 300(2.1)	1,158 1,404
					年齢不問	妊 婦	50	176
B 事業 所 向け	年齢	労働区分	特殊産業労働者 グラム(合)		その他産業労働者 (グラム)			
			男	女	男	女		
	16~60	重労働 特別重労働	200(1.4) 310(2.1)	160 230	60~130 170~240	20~90 90~160		
	60以上	重労働 特別重労働	190(1.3) 300(2.1)	160 220	50~120 160~230	20~90 80~150		

【備考】 1) 「6大都市」とは東京, 横浜, 大阪, 名古屋, 京都, 神戸。

2) 「特殊産業労働者」とは造船, 製鉄・製鋼(圧延を含む)労働者, 炭坑夫, 鉱山労働者, 沖仲仕, 薪炭製産者(専業), 製材労働者(専業)。

3) 資料出所は農林省。J. B. コーヘン, 大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」下巻, 153~5ページ, 前田道雄「戦時下に於ける食糧需給対策」(農業技術協会, 1948年1月刊), 「食糧配給公団史料(総括之部)」272ページ以下, 「食糧管理史」V(上)54ページ以下, 「財政金融統計月報」51号, 62ページなどによる。



第75表 炭鉱労働者および家族の主食消費量の推移—その1—(三菱鉱業)  
(単位 グラム)

	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年
炭 鉱 夫	1,000	→	700	→	→	→	→
主食中の米麦の割合(%)	100	→	→	90	80	→	60
加給食料の割合(%)	100	→	→	→	80	60	40
家族成年者	800	→	325	→	→	→	290

【備考】 1) 1人1日当たりの消費量。

2) 資料出所は三菱鉱業株式会社。アメリカ戦略爆撃調査団、正木千冬訳「日本経済の崩壊」314ページによる。

なおこの配給制開始以後、次のように部分的な増配措置がとられた。  
一九四一年一二月より造船、鉄鋼、炭鉱その他の鉱山の労働者、および沖仲仕に対し一四〇グラム(二合)。  
一九四二年三月より右以外の労働者に対し七〇グラム(五勺)。六大都市の妊婦に七〇グラム(五勺)。  
同年四月より七〇二〇歳の青少年に対し六〇グラム(四勺)。同年一二月より薪炭生産者に対して一四〇グラム(一合)。  
一九四四年四月、六大都市において小学児童に対する学校給食を実施し、パン食と代用食の併用で一人一日一〇〇グラム(〇・七合)分の給食が行なわれた。しかしその後同年夏から学童疎開が実施されたので、この

給食は都市残留の一部児童について続けられた。  
労務加配 先にみたように一九四一年四月に開始された主食配給の基準量は、一歳以上の者については第74表のように労働軽重別に甲(普通)、乙(重労働)、丙(特別重労働)に三区分され、男子甲の三三〇グラム(二・三合)を基準としてそれぞれが増されていた。しかしこの配給量とははきわめて不十分なものであった。たとえば「重労働に対する約四合の配給量は少くないにしても、親たる労務者は自分の配給量を自分の胃袋に送るわけには行かない。子供の多い家庭では、夕飯は大いにお粥か雑炊であるから、あくる朝は腹が空いて一杯盛りのお粥がどこに入ったとも感ぜられまい。そして昼は弁当飯だから、夕方五時過になると何んとなく元気がなくなるのである。：家庭持ちの労働者にとって今最も頭を痛めていることは米の制限である。今まで一日三升位米を喰っていた家庭が急に一升六、七合位に減じた。それで、どうにも遣り繰りがつきかねる家庭が出来た。重労働者には丙種が支給される。それはしかしその人一人に対してである。：最近主人が主婦同様に買物とくに食物の買入れに腐心している」と(徳田吉松「戦時下の労働能率」——北九州の実情を基にしたもの、「社会政策時報」一九四二年三月号による)。  
その後一九四一年一二月、造船、鉄鋼、炭鉱その他の鉱山の重筋労働者、および沖仲仕に対して一人一日当たり一四〇グラム(一合)の加配が行なわれた。ただし同時に、これら重筋労働者についても家庭配給、特配米、加配米、工場給食を合わせて一人一日当たり五合を越えることはできないという方針が実施された。しかし「鉄鋼従業員の如く従来一日四食もしくは二時間置きに食事を必要とした職種では、この五合の制限では腹が減って働けないという声が高かった(鱸平亮「鉄鋼業労務事情」——「社会政策時報」一九四八年



第76表 炭鉱労働者の主食配給量の推移—その2—(三井・山野鉱)  
(単位 合)

職名	年 月	1941年 12月1日	1943年 4月1日	1944年 9月1日	1945年		
					1月1日	6月1日	8月1日
採炭夫(丙)		6.58	5.40	6.10	5.60	5.25	4.90
充填夫(丙)		5.98	5.04	6.10	5.60	5.25	4.90
仕繰夫(丙)		5.98	5.04	5.40	5.25	4.20	4.06
上以外の坑内夫	(丙)	5.98	4.68	5.04	4.90	3.95	3.71
	(乙)	4.62	3.43	3.78	3.64	3.01	3.01
坑外夫	(丙)	4.41	4.41	4.41	4.41	3.95	3.71
	(乙)	3.15	3.15	3.22	3.22	3.01	3.01
	(甲)	2.74	2.74	2.80	2.80	2.31	2.31

〔備考〕 1) 坑外夫(甲)は21歳以下の者のみ。

2) 「石炭労働年鑑」昭和22年版, 202ページによる。

五月号による)。なお労働者の工場給食の状況や栄養摂取量の状況についての詳細はのちにみることにする。

炭鉱労働者に対する主食配給の実績を日本石炭鉱業会の調査によつてみると、一九四五年五月までは、北海道、山口、福岡、佐賀、

長崎の各県の炭鉱においてはそれぞれ平均一人一日当たり五・二合、福島県下では五・一合、茨城県下では五合となっていた。しかし一九四五年六月からこれが各地とも五合(茨城のみ四合)に減少し、七月からはさらに四・七合(茨城のみ三・七合)となった(「石炭労働年鑑」昭和二三年版、二〇二ページによる)。これを三菱鉱業のばあいについてみると(第75表)、炭鉱夫の主食消費量は一九三九年から一九四〇年においては一人一日当たり平均千グラム(約七合)であったが、一九四一年以降割当配給制が実施されてからは七千グラム(五合)に減少し、これが戦争中を通じての平均的な消費量であった。

三井・山野鉱のばあいについて職種別にみると(第76表)、坑内夫中最も配給量の多かった採炭夫については、一九四一年において六・六合の配給を受けたが、これを最高にしてその後減少し、一九四三年から一九四五年の初めにかけては五・五〜六・一合程度、そして一九四五年六月にはさらに五・三合に減少した。坑外夫(丙)の配給量は一九四一年一二月から一九四五年の初めにかけて四・四合であったが、一九四五年六月にはこれが四合弱に減少した。

なお配給量の不足から労働者自身も買出しに出かけざるをえなかった。鉱山労働者の欠勤に対する鉱山監督局の一調査によると、一九四二年一〜三月の期間における欠勤の原因としては「病気が最も多く三割六分、次に事故二割三分、食糧不足二割一分が主なるもので、食糧不足を理由とする欠勤は代用食購入の為の欠勤が過半数を占めて」いた(協定会「戦時労働事情」一九四三年一二月刊、二九五ページ)。また「食糧配給の減少、摂取カロリー量の不足を補うための買出し、あるいは家庭菜園からくる欠勤増と疲労の累積は、出炭能率の低下を促進した」(北海道炭礦汽船「石炭国家統制史」四六五ページ)。



労働者に対するこのような労務加配・特配制度については、一九四三年ごろからまず長期欠勤者に対して支給を制限しようとする動きが地方的に現われた。こうして労務加配制度はしだいに、出勤率、労働能率を高めるための大きな手段として利用されるようになった。そして一九四五年五月、主食配給方式が変更され労働者に対する増配分はもっぱら職場給食によって支給されることになり、出勤日数や勤務成績による配給量の規制が本格化するにいたった。これについては後述する「配給方式の変更」の項をみられたい。

**食糧営団の設立** 一九四二年七月、食糧管理法が「主要食糧の国家管理体制の強化」を目的として施行された。これは従来の米穀統制法その他の米麦関係法規を改廃し、それらを総合・統一化したものであったが、この食糧管理法にもとづいて同年九月「中央食糧営団」が東京都道府県にそれぞれ開業した。中央食糧営団は主要食糧の配給加工と非常用食糧の貯蔵とをおもな業務とするものであり、地方食糧営団は政府から払下げを受ける米穀の配給を行ない、また中央食糧営団から精麦、小麦粉、乾麺、乾パンの売渡しを受けてこれを全国一律通帳制により配給するものであった。

なお当時の主食品の配給機構はだいた次のようになっていた。

(1) 米穀・内地米は食糧管理法により政府が農家から自家消費用を除くすべてを供出・買上げ、外米は政府が中央食糧営団に依託して輸・移入を行ない、こうして集めた米穀を地方食糧営団に払い下げ、地方食糧営団は直営配給所を通じて消費者に配給を行なった。  
(2) 麦類（大麦、小麦、裸麦）は政府が農家から自家用を除くすべてを買い上げて中央食糧営団に売却し、中央食糧営団ではこれを業者に依託して精麦あるいは乾麺、乾パン、小麦粉などに加工し、これらの一部を地方食糧営団に払下げし、一般消費者には米の代替品とし

て配給を行なった。(3) 甘藷、馬鈴薯は日本甘藷馬鈴薯株式会社が農家自家用を除くすべてを買い取り、このうち副食物用は青果会社に売り渡し、また主食物として総合配給に加える必要のあるばあいにはこれを地方食糧営団に売り渡し、地方食糧営団から一般消費者に配給を行なった。

**配給内容の低下** 配給米は当初七分づきであったが、食糧事情が窮迫するにつれて五分づきから二分づきの「黒い精米」に変わっていった。さらに雑穀の主食代替による「総合配給制」が実施され、精麦、大豆、玉蜀黍、甘藷、馬鈴薯などが主食として米と差引きで配給されるようになった。

すなわち最初主食の配給は米に限られていたが、この米もすでに一九三九年一二月の米穀搗精等制限令の施行によって消費節減のため七分づきが強制された。また当時、京浜、阪神などの大都市においては多量の外米混食が実施され、一九四〇年の夏ごろには外米の混入率が五〇％から七〇〜八〇％にも及んだ（『毎日年鑑』昭和一六年版、二五五ページ）。そして節米が強調され、代用食が奨励された。その後一九四三年一月には五分づきとなり、ついには二分づきとなった。そしてこうした搗精制限の強化に対しては、これらの五分づき・二分づき米はビタミンBの含有量がきわめて多く、また胚芽が残るから野菜の摂取量は七分づき当時よりも少なくてよいといった喧伝が行なわれた。

さらに玄米食の普及が節米の見地から一九四二年一二月の閣議において正式決定をみ、一九四三年二月ごろから玄米食普及の国民運動が大政翼賛会の指導のもとに展開された。しかしこの運動は結局において、米穀の消費規制の強化ということを栄養的・精神的に美化し歪曲したものにすぎなかった。すなわち玄米普及国民運動の結果、「旅館、飲食店がいや応なしに玄米食となり工場、鉱山に於て



も玄米食になりつつあった。……「しかし」玄米食奨励の根拠は当時の食糧事情に於て玄米食によって出来るだけ食糧を節約し、外米の輸入を止めその船腹を軍需輸送「など」にむけるといふ船腹節約の問題が直接的の動機であると信ぜられる」（前掲「科学的に見た最近十年間の食糧の変遷」八四―五ページ）。

玄米食の利点として当時喧伝されたものは、(1)玄米は糖を除かないため糖に含まれる蛋白質や脂肪を利用しうる、(2)玄米にはビタミンB<sub>1</sub>およびB<sub>6</sub>が多量に含まれているから国民の健康ならびに能率を増進する、などであった（「朝日年鑑」昭和一九年版、三六〇ページ）。これに対して次のような反対論が出された——「玄米の消化吸収は白米その他の搗精米に較べて遙かに悪く、白米よりも多く含まれている蛋白質や脂肪は利用されずに排泄されるばかりでなく、その繊維に依て腸内容物の疏通を早め、副食物成分の消化吸収も亦阻害されることが明らかである」と（前掲「科学的にみた最近十年間の食糧の変遷」八九ページ）。

しかし「玄米食の奨励は軍の強力な尻押しに依て推進され、これに迎合する一部学者の一応の科学性を有するかのような賛成論も多く、しかもこれが過大にとり上げられ」た。だが「政府が玄米食については奨励の域を脱せず、法令に依る強制に至らなかったことはまだしも幸いであった。玄米食は国民全般の嫌悪にあって普及の目的を果すことが出来なかった。しかし……玄米に近い九八%搗精の黒い精米となって、家庭に於ける人力に依る搗精が行はれ、米糠の徒らな放葉とエネルギーの浪費が彌漫したのであった」（同書、九一―二ページ）。

次に雑穀配給についてみよう。

一九四二年八月、東京府は一般家庭に米と差引きで乾麵を配給した。配給量は一人当たり二把（七五〇グラム）で、米六六〇グラム

が差し引かれた（九月にもひきつづき配給された）。

同年一〇月、農林省は配給飯米に仏印産のひき割玉蜀黍を混入させることにし、東京、神奈川、大阪、名古屋、兵庫、関門の各地方に実施した。米との混合率は各府県当局ともよりの食糧事務所決定し、ひき割玉蜀黍一三二キロを米一石に換算して飯米割当量と差引きした。

一九四三年六月、馬鈴薯が米一八〇グラムと差引きで一キロ配給された。最初のうちは、馬鈴薯の一般家庭配給量は一人一日分四〇〇―八〇〇グラム程度として、その混合割合は二〇%以上にならないようにし、配給回数を多くするといった考慮がなされたが、のちには配給機構の不備と混乱が増大するにつれて、馬鈴薯が収穫期には一時に多量に配給され、さらにまた腐ったものも配給されるようになっていった。

同年七月、小麦粉七〇〇グラムが米一人当たり六六〇グラムと差引きで配給された。また同じ月に乾パンが米と差引きで配給された（換算比率は乾パン六〇匁に対して米一五〇グラム）。

同年八月、満州産の大豆が米に混ぜて配給された。その混合割合は大豆一〇%、外米二〇%、糯米二〇%、内地米五〇%となっていた。

同年秋の甘藷の収穫期からは甘藷が米と差引きで配給されるようになり、主要食糧の総合配給制がさらに一段と強化され、雑穀混入率は増大した（以上、「朝日年鑑」昭和一九年版、三五九ページなどによる）。

また同年冬以降においては脱脂大豆（大豆粕）も代替食糧に加わり、一九四四年度からは殿粉もこれに加わった。

一九四三年冬から一九四四年度にかけての雑穀配給についてみると——生甘藷が一二月と翌年二月、ついで切干甘藷が三―四月ごろ



第77表 雑穀の主食代替率 (全国)

(%)

種 類 別	1942年	1943年	1944年	1945年
麦 類	3.0	4.8	7.0	9.7
諸類・内地雑穀	—	0.5	3.1	4.2
輸 入 雑 穀	—	0.3	3.9	3.8
代 替 食 糧 計	3.0	5.6	14.0	17.7
代 米 穀	97.0	94.4	86.0	82.3
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕 1) 国内における総消費量(米穀に代替食糧を米換算により加えたもの)に占める代替食糧の比率。

2) 原資料は「帝国議会に対する終戦経緯報告書」のうちの農林省報告による(朝日新聞社編「終戦記録」1945年11月刊に所収)。なおこの主食代替率は「朝日経済年史」昭和20・21年版、169ページに紹介されている。

まで、馬鈴薯が六、七月ごろ、麦が七、八月にそれぞれ配給されるといった状況だった。そしてこの間、大豆を中心として高粱や玉蜀黍などの満州雑穀が混合された。こうして一九四四年にはいると、米軍の反攻は激化し撃沈される船舶は急速に増大して南方占領地からの外米輸入はほとんど不可能となり、配給食糧の中心は、国内産の米麦、甘藷類および満州産の雑穀に移っていった。

主要食糧の国内総消費量(一般消費者配給、農家消費、軍需用をすべて加えたもの)に占める代替食糧の比率をみると第77表のようになっている。一九四二年には麦類が三%でその割合は低かったが、一九四三年からはこれに諸類および内地雑穀、輸入雑穀が加わって

代替食糧の割合は五・六%と増加し、一九四四年にはさらにこれが一四%と急増している。

しかし都市の消費者における代替食糧の配給比率はこの全国平均よりもはるかに高かった。日銀調査局の資料によれば、一九四三年中における東京都の実際は——押麦九日分(米に換算した配給量、以下同じ)、乾麺八日分、馬鈴薯・甘藷六日分、小麦粉四日分、大豆一日分、玉蜀黍一日分、計二九日分となっていた(「食糧品ノ配給ニ付テ」一九四四年一月)。これは一年に対して七・九%、約一ヵ月分である。なお、これに付加して同資料は次のように述べている(要約)——「しかもその配給が米穀端境期の頃比較的短期間に多量に纏りて行はれたるため、一般消費に尠からざる不安を与へ、また馬鈴薯、甘藷の如く従来副食物として摂取し居たるものが主食物として配給せられたる結果、それだけ摂取総食糧の減退を来たすこととな」った、と。

また一九四三年度から一九四四年度の代用食全体の混合率について「毎日年鑑」は、一九四三年度には一〇%程度だったものが一九四四年度には三〇%以上増加されとくに大消費地に混合率が高かったとししている(昭和二〇年版、二一三ページ)。

一九四五年にはいると食糧事情は極度に窮迫化した。政府は甘藷の増産計画をたてるとともに、諸づる、どんぐりなど「未利用資源」の食糧化を画策し、粉食の普及・徹底にのりだした。(「朝日経済年史」昭和二〇・二一年版、一六九ページ)。

一九四五年二月には小麦粉、諸類、大豆、高粱、玉蜀黍などの混合割合が増加した。六月ごろの東京都における状況は次のようであった——「抱き合せ配給の比率はここ当分の間お米五割に代替物五割の割で、代替物としては主として大豆、食用粉等だが、食糧事情が逼迫するにつれてお米四割に代替物六割となり、その内容も大

豆、食用粉から、玉蜀黍、高粱に変わって行くかも知れない。……今配給されてゐる食用粉を世間では団栗だといふ人もあるが、団栗はまだ配給されてゐない。この食用粉には玉蜀黍を主体としたもの、脱脂大豆を主体としたものの二種類があり、するとんにすれば結構「昼食になる」(都経済局の説明——朝日新聞一九四五年六月二日付)。七日ごろになると実際の混合率は七〇%以上となり「今や全く米穀を主食とするとはいい得られない実情」となった(以上、「朝日年鑑」昭和二二年版、一五七ページによる)。カテめし、ひえ、ソバなどをこねた焼餅などの「郷土食」、あるいは芋づる、桑の葉、ヨモギ、どんぐり、南瓜のつる、木材くずなどを材料とする粉食、モミガラ食の奨励など雑食総動員計画がたてられたのもこのころであった(下村海南「終戦記」七八ページ——一九四五年七月、石黒忠篤農相の閣議報告の記述による)。そしてついに主食配給量そのもの一〇%削減が実施され(一九四五年七月一日より、大都市のみ八月一日より)、八月一五日の終戦にいたった。

なおこの間における東京都の主食配給の内容構成は東京都食糧営団の資料によると次のようであった(「同営団史」七八六ページ)。

月	米穀	混合物資	その他代替物
一九四五年四月	九〇%	六%	四%
五月	八七	一〇	三
六月	五一	三七	一二
七月	四二	五一	七
八月	五一	五六	二三

(注) 混合物資は丸大豆、脱脂大豆、玉蜀黍、押麦。その他代替物は馬鈴薯、小麦粉、麵類、パン類、その他の雑穀類。

ところでこのような代替食糧の混入量の増大は当然配給カロリー量を減少させることになった。代替食糧の米との代替比率——甘藷

一キロ米二〇五グラム、馬鈴薯一キロ米一八〇グラムなど——はもっぱらそれらの重量を基準として設定されたものであり、摂取栄養量の確保にもとづいたものではなかった。この点に関して「科学的に見た最近十年間の食糧の変遷」(前掲)は次のように述べている——「総合配給といつても結局代用食、混食である」。……総合配給という觀念の根本をなしたものは配給基準量即ち配給重量の維持ということであり、基準重量を配給すれば配給する側の一応の責任は終っているかのような機械的の考え方が支配していた。個々の食品の食品価値或いは栄養的考察が不充分であり、従つて玄小麦、丸大豆の混合配給というような食品の消化吸収を全く無視したようなことが繰返された。国民は単なる重量を食っているのではなく消化吸収に基く栄養量を食わねばならぬことは自明の理である」と(同書、一〇三ページ)。

またコーヘン「戦時戦後の日本経済」は——「日本政府は、一九四五年七月までの全戦争期間中主食の配給を確保したし、代用食はカロリーを基準としたから配給量のカロリー内容は低下しなかつたと自称したが、アメリカ戦略爆撃調査団の医療班によつて明らかにされたところによれば、そのような代用品はカロリーを基準としたものではなかつた。また同医療班は配給量のカロリー価値が実質的に低下したことを指摘している」としている(大内訳、同書下巻、一五五―六ページ)。なお栄養摂取量の動きについては第三節でみることにする。

**配給方式の変更** 一九四五年一月には主食配給の消費規制が強化され、(1)配給基準が六大都市以上となっているところは六大都市並にすること(すなわち配給基準量はこれまで地方ごとに多少差があり、六大都市に比べて若干有利なところもあったが、それを、六大都市の水準まで引き下げる)、(2)麦類や諸類の生産地においてはそ



の食生活を勘定して適当な基準量を定める（つまりこれらの混合率を高める）こと、などが指示されたが（「朝日年鑑」昭和二二年版、一五七ページ）、一九四五年五月になって一九四一年四月以降継続してきた配給基準や配給方式が大幅に変更された。新たな配給基準は第74表のようであるが、労務加配も含めてこれまですべて配給所を通じて家庭配給されてきた主食品は家庭向け配給と事業所向け配給（労務特配）とに大別された。「労務特配」については、第74表のような配給区分を基準として、労働者（動員学徒も含む）の就業日数、稼動成績、残業や徹夜作業などの情況によって各人の割当量が左右されることになった。またこの支配方法は原則として職場給食とされ、日雇労働者など職場給食の困難なばあいにかぎり通帳などによる現物支給とされた。

なおこうした配給方式の変更理由については、当時の農商省通牒（「主要食糧配給量ノ改訂及配給通帳ノ切替ニ関スル件」一九四五年三月一八日、地方長官あて）は次のように述べている——「：：：従来基準配給量ノ外家庭又ハ職場ニ対シ必要ト認メラルル各種増配措置ヲ講シ来リ候処増配ノ種類モ累加セラレ消費者一人当リ配給量ニ付年齢、労務別等ニ依リ一部不均衡ノ結果セルモノモ有之且ハ配給上二重配給其ノ他ノ不合理、不正等ヲ惹起シ居ルノ外労働者ニ対スル特配等ニ付テモ其ノ運用必ズシモ妥当ナラザルモノ有之様被認候、他面本年度ノ主要食糧需給事情ハ御承知ノ如ク極メテ緊迫セル事態ニ当面致居候：：：」（前田道雄「戦時下に於ける食糧需給対策」、農業技術協会一九四八年一月刊による）。結局根本問題は食糧事情の悪化であり、このためとくに労務加配の規制によってその節減を図ろうとするものだった。<sup>(1)</sup>

（注一）この点についてコーヘンによれば——「一九四五年の始めごろ次第に多くなってきた欠勤を抑止するために：：：食糧に

よって労働者を仕事に結びつけておこうとする」ものであったが、「しかし実際は空襲のための欠勤や、配給を補うために田舎へ食糧買出しにでかけるための欠勤は相変わらず減らなかつた」（前掲書、下巻、一五四ページ）。

なお労務加配の職場支給についてはすでに一九四三年六月ごろから個別的に次のような規制が実施されていた——「勤労者に対する増量配給分を長期欠勤者が家庭で増量を受けるのは矛盾だとの見解から大阪、兵庫両府県の如き協力して（一九四八年）六月一五日から甲労は家庭約四合を三合五勺に、乙労は二合七勺を二合五勺に減らし、一方工場を三級に分けて現場給食」を行なった（「毎日年鑑」昭和二〇年版、二一三ページ）。

またこの職場配給は企業による不正がいちじるしかった。戦後の朝日新聞によれば——「：：：監督管理の目がよく届かなかつたのを利用して、従業員の数に不当に申告し稼動日数をごまかし、不正な配給をうけてゐた事実がいちじるしかった。本場に正確な職場配給が行はれたところなどは極めて寥々たるもので、少し言葉荒くいへば職場配給にはすべて不正が混つてゐたともいへよう」（一九四五年九月五日付食糧管理局の言）。

**主食の割減配** 先に一九四五年五月に実施された主食配給方式の変更においても、従来通りの配給基準量——二合三勺配給は一応形式的には維持された。しかしその後、戦局はまったく絶望的となり満州や朝鮮からの食糧輸送路も切断された。そのうえに天候不良のため一九四五年産米の凶作見込みは決定的となり、食糧危機は頂点に達した。このため一九四五年七月三日の閣議は端境期間中の臨時措置ということで、ついに主食配給の一律一〇%削減を決定した。すなわち「本米穀年度に於ける主要食糧の需給関係は：：：極めて困難なる実情にして之が均衡維持の為万般の努力を傾注し来りた



るにも不拘海上輸送力の悪化その他戦時下已むを得ざる事由に依り七月乃至十月の間に於て主要食糧を節減するの已むなき事態に立到り、七月三日閣議に於て——七月十一日以降十月迄家庭配給並に勞務特配を夫々一割節減することに閣議決定相成候……」（「食糧消費節減ニ関スル件」農商省通牒一九四五年七月四日）。この措置によつて「現行配給量を都市、郡部の別なく又年齢別勞務別等の區別なく一率に一割」削減されることになり、これまでの配給基準二合三勺は二合一勺（二九七グラム）に減少した。「この削減は全く致命的な決定であつた」（前掲、下村海南「終戦記」七八ページ）。この実施期日は、当初の計画では七月一日から全国的に行なうことになつていたが、結局引き延ばされて大都市を除く地方では七月一日から、大都市は八月一日から実施された。国民の食糧不足は極度に深刻化し、生きるためのヤミ買出しが激増した。他方では「本土決戦」のために配備された兵士が空腹のため畑荒らしをするという事件も各地でひん発した（前掲、下村海南「終戦記」八一ページ、林茂編「日本終戦史」下巻、六〇ページ——当時の農相石黒忠篤の手記の引用）。

（注一）主食一割減配の決定について、林茂編「日本終戦史」に次のような記述がある——「この配給減がどんなに深刻なものであるかは、警視総監が都長官に対して「これ以上配給減になつたら、都下の治安は保てない」と訴えたことでもよくわかる」（同書、上巻、一八三—四ページ）。「……中央では、窮迫した食糧事情から、主食配給量一割引き下げを主張する石黒農相の要求は「沖繩戦が済むまで待つてくれ」とか、「それでは」都市の治安が保てない」という反対で、実現がのびのびになつてい

## 第二節 食生活の推移（二） ——副食品の配給と消費——

生鮮食糧品の配給と消費 まず太平洋戦争突入前の一九四〇年から一九四一年にかけての動きをみよう。野菜、果物類については一九四〇年七月に配給統制規則が施行されるとともに同年八月、一九四一年七月の二回の統制価格の設定によつて、物価統制はほとんど全品目に及ぶことになつたが（第一章第一節を参照）、一般消費者への青果物供給状況は、一九四一年春から夏にかけての端境期に豪雨の被害が大きく生産が著減したため、配給が混乱し、大都市においては買出しによつて配給不足を補わねばならなかつた。

魚類についても一九四〇年九月における統制価格の設定、および一九四一年九月におけるその拡充によつて物価統制は魚介類のほとんど全部に及ぶようになった。また一九四一年四月には鮮魚介の配給統制規則が実施されたが、同年一月ごろ、東京においてはすでに魚のヤミ売りが増大し、一般配給の不足が激しくなつた。当時、上等の魚はいわゆるヤミルートを通じて富裕階級や高級料理屋に集中し、一般消費者に配給されるものは鮮度の落ちたいわしやさば、するめいか、はたはたばかりの状態だといわれた（朝日新聞一九四一年一月一二日付）。そのため同月、魚の登録配給制が実施されたが、効果はなかつた。また一九四二年一月には水産物配給統制規則が公布され、かん詰めを除く全水産食用加工品に配給統制が実施された。

都市における生鮮食料品の最低配給必要量は、野菜類が一人一日当たり二五〇グラム、魚類は同じく五〇グラムといわれていた。しかしこの生鮮食料品の生産、供給量は季節的変動や日々の変動が大



きく、またその性質から保存に不向きであった。そのため毎日の配給量は供給量の変動に直接左右されて増減がはなはだしく、一定量の規則的配給の確保ということには困難な条件をもっていた。さらにこの配給機構の欠陥がこれを助長した。<sup>(1)</sup>各都市における生鮮食料品の配給は、こうして統制開始の当初から混乱を内包したまま太平洋戦争期にはいったが、戦争下需給事情が悪化するにつれて、一般配給量は著減し配給もきわめて不規則となって、欠配状態が増大した。行列買い、情実売り、ヤミ売りは横行し、生鮮食料品の欠乏は戦争中を通じて最もはなはだしいものだった。またこれは肉や鶏卵、あるいは乾物、煮物などの副食品の配給についても同じだった（この間における生鮮食料品その他副食品の統制価格やヤミ価格の動きについては、先の第一章をみられたい）。

(注一) 当時の副食品配給機構について、日銀調査局資料によれば次のようであった（一九四四年一月「食糧品ノ配給ニ付テ」より要約）。

(1) 副食物の配給機構の共通的特徴ともいうべきものは、主食品とは異なって、配給機構はいずれも営利企業であり、しかも中間機関および末端配給業者の数の多いこと、また配給方法が主食品が通帳制であるのに対して、登録制あるいは自由販売となつてゐることである。

(2) 青果物の配給機構 青果物配給統制規則にもとづき、農商相の指定する青果物（大衆向け一般青果物はほとんど指定品である）は一ヵ月ごとに出荷統制組合を通じて消費地に送付する。消費地における配給統制は、六大都市、関門、北九州など主要消費地においてのみ行なわれている。これら消費地には指定荷受機関（荷受組合）があつて、一元的に荷受けし、同機関から商業組合、さらに末端機構である八百屋を通じて一般消費者に配

給する。消費者対末端配給機構の間はいずれも登録制を採用している。なお軍納、学校、工場などの配給分については卸売会社経営の市場に設けられた特設売場において行なう。

(3) 鮮魚介 鮮魚介配給統制規則により、産地における魚獲鮮魚介は、農商相または地方長官指定の陸揚地の指定集荷所（魚市場あるいは共同販売所）に搬入し、陸揚地ごとに組織した出荷統制組合を通じて指定消費地に出荷する。消費地での配給統制は現在（一九四四年一月）京浜地区など四地区で、だいたい六大都市を含む主要消費地区に限られている。配給は、地区ごとに関係業者をもって組織する配給統制協会を通じて、当該地区内の数多くの指定消費市場に売却される。そしてこれら消費市場はさらに小売商業組合ならびに末端配給機構である小売商（青果物と同様登録制）を通じて一般に配給する。なお軍用、大口、特別消費分については卸売会社の特設市場において分荷する。

(4) 食肉、鶏卵、水産物（海産性鮮魚介以外） それぞれ配給統制規則が制定されていたが、牛肉、鶏卵などのばあい、東京都においてはだいたい隣組を通じて配給されているが、その他のものは自由販売の形式をとっているため、ほとんどまったく情実販売に流れている実情である。

一九四二年にはいり、水産物（これらの加工品も含む）配給統制規則が一月に施行された。二月大阪府では全国ではじめて鮮魚、塩干魚、青果物の総合通帳制を実施した。販売所を五〇〇世帯につき一軒の割合で指定し、また隣組単位の配給を実施した区域もあった。東京ではさきに登録配給制を実施したが、一九四七年一月ごろ魚不足は著しかった。計画上は一日おきか三日に一回ずつ配給されるはずになっていたが、朝から店先に行列をしてしかもその先頭の者



にしか渡らないような実情で、一般家庭ではすでに二〇日間も一片の魚も買えないという声がひんびんと上がった。二月の配給計画は四日に約一回の割合で一人分三〇匁となっていた。その後四月になっても魚は依然として出回らず、そのうえ鮮度の低下は著しかった。六月ごろになって魚の供給がやや増加した。それまでは一人一日当たり五〜六匁程度の配給だったが、それが一人一日当たり一五〜一六匁となった。しかし依然として鮮度の低下した粗悪品やだき合わせ販売が公然と行なわれた。また野菜類も同様に欠乏状態が慢性化しており、これに乗じて量目不足やヤミ価格での情実売りが一般的となった。一月からは野菜の隣組単位の登録制が東京市において実施された。これは小売商（八百屋）一軒につき三〇隣組を基準に受持隣組を定め、その登録店から購入する方法で、野菜の行列買いやヤミの解消を目的としたものだったが実効はなく、その後も依然としてヤミの横流しは減少しなかった（以上は主として朝日新聞の当時の記事による）。また日銀調査局の資料によると、東京における一九四二年一月から一月にかけての魚の一般家庭配給量は一人一日当たり平均一一・三匁にすぎないという状況だった（食糧品ノ配給ニ付テ）一九四四年一月による<sup>(1)</sup>。

(注一) コーヘン、前掲書(下巻、一五八ページ)は魚類の配給の実情を次のように述べている。「六大都市に定められた平均一日一人当りの魚類割当量は五〇グラムであった。しかし普通消費者に配給された実際の数量は最初から指定数字の六〇%にすぎず、のちになるにしたがってますます低下した。たとえば、東京における魚類の実際配給量は一九四二年の一日三六・五グラムから一九四五年一月の一〇・五グラムに下り、一九四五年の八月には皆無となった。」

一九四三年には、東京における四月ごろの魚の配給は一人一日当

たり平均六・九匁程度にすぎず、たまにあればさめだけという状況だった。六月から魚の隣組単位の登録制が実施されたが、七月、八月と魚の配給は依然として少なく一週間一〇日ぐらいいに一回、にしんや塩ざけ、ますなどの配給が行なわれる程度だった。野菜もまた不足が続いた。またこれまで野菜の買出し(持出し)制限は、青果物配給統制規則により一人一日当たり八貫目以内とされていたが、七月からこれが二貫目以内に制限された。

九月にはいると野菜の買出しが増大し、一人当たり二貫目以内だからと家族総出で出かける者も多く、船橋方面への買出しは九月一二日(日)一万人(その六〇%が児童)、松戸方面へは六千人といわれ、馬鈴薯や甘藷は公定価格の三〜四倍で取引きされた。その後冬季に向かって野菜の買出しはさらに激増し、「買出し部隊」は全国的に、休日をもとより平日でも近郊農村へ出かけるようになった。なお大阪市では一九四四年一月、青果物買出しを全面的に禁止したが、一九四三年の九月〜十一月において大阪府の生産総量に対する買出しの割合は、里芋が四七・九%、玉ねぎ四七・六%、ほうれん草八一・二%、ねぎ六四・二%、みかん五〇%に達するといわれた(朝日新聞一九四四年二月二四日付)。一九四三年一〜一月に於ける東京の一般家庭に対する鮮魚の配給量は一人一日当たり平均一〇匁弱で、前年同期の一・三匁よりさらに減少し、同時に配給も不規則となって一〇日以上も無配給が続く状態が生じた(前掲、日銀資料による)。また野菜の配給については、大阪市のばあい一九四三年を通じて一人一日当たり平均六一・一匁にすぎなかった(「毎日年鑑」昭和二十二年版、二二四ページ)。

一九四四年一月、東京都における労働者世帯の野菜入手状況を中央物価統制協力会議の調査によってみると、一消費単位当たりの配給量は一日平均約二五匁、買出しその他を含めた全体の入手量は約



五〇匁で配給量は全体の五〇％にすぎなかった。同じく魚介類の配給は一日平均七匁弱にすぎず、生いわしと丸干しいわしがそのうちの四五％を占めていた。また魚介類の実際の入手量も一〇匁強にすぎず、配給はこのうち六四％となっていた。二月ごろには東京都における野菜配給量は一人一日当たり平均二〇匁、魚は五匁にすぎなかった。このころ野菜の買出しは千葉方面へ平日でも三千人から一万人が出掛けており、児童や工場労働者の買出しが目だった。埼玉方面へは平日で五千人、休日には一万人、二〜三倍のヤミ値で一日平均一万貫を持ち出しているといわれた（朝日新聞一九四四年二月二四日付）。また三月三日における買出し一斉取締まりの結果によれば、この日の買出しは主婦、工場労働者、商人など四万人に達し、種類は甘藷、馬鈴薯、人参、ほうれん草、落花生、米、餅などが主であり、公定価格の三〜五倍のヤミ値で一二万貫を持ち出したといわれた（そのころ東京への野菜の入荷は一日に二二〜二三万貫にすぎなかった）。三月ごろの魚の配給は平均四日に一回、一人一日当たり七匁程度だった。四月の野菜の配給は、大阪一人一日当たり平均三五匁、尼崎二〇匁、神戸は三五匁以下、名古屋と京都はだいたい五〇匁程度という状況だった。なおこのころから「決戦非常措置要綱」の一つとして全国的に空地の家庭菜園化の運動が展開された。「何がなんでも南瓜を作れ」のスローガンで野菜の自給自足を目ざす運動であった。東京の野菜配給は五月の一人一日当たり平均一五匁から七月には二九匁となった。しかし、三人家族できゅうり一五匁、南瓜五〇匁の配給で二日間をまかなわねばならず、そのうえ配給日はきわめて不規則だという声が高かった。一〇月にはこれが一人一日当たり平均二五〜五〇匁、十一月には二〇〜二五匁となった。

魚の配給は七月一人一日平均五匁、秋になってもやはり配給不足

と欠配は続き、さめ、かれい、たら、塩ますなどがわずかに配給されるだけだった。こうして「台所飢饉」はますます深刻となっていた。一九四四年中における大阪市の野菜配給量は一人一日当たり平均三五・五匁で、前年の六一・一匁よりもさらに著減した。

なお一九四四年四月、野菜類、魚介類、調味料など食料品の配給を集合し、各配給業者の協同経営による同一配給所において一括配給する「総合配給所」の制度が閣議で決定された。すでに大阪市においては一九四三年四月から、塩干物の配給を皮切りに次々と食料品の全品目の配給について総合配給制が実施されていたが、東京都においては一九四四年八月からこの制度が実施され、一〜三町会ごとに一軒の総合配給所が設置された。こうした総合配給制は、生鮮食料品をはじめとする副食品の欠乏の深刻化に対処する一手段であった。またこのほか一九四四年にはいつて食糧統制は各方面から強化され、また出荷促進のために生産者公定価格が次々に引き上げられていった。しかしこれらの施策も経済の崩壊を前にしてはまったく無力だった。配給統制の変更もいたずらに制度いじりに終わり、公定価格の引上げはヤミ価格を騰貴させるばかりでヤミは公然となり、配給はますます混乱し劣悪となっていた（ヤミ価格については第一章を参照されたい）。

一九四五年にはいり、一月の東京における野菜配給は一人一日当たり八〜一七匁といわれたが、二〜三月にはこれが七匁に減少した。魚については一九四四年九月から煮干や佃煮などを鮮魚代わりにしてかろうじて四日に一回の配給を続けてきたが、一九四五年一月末からはそれが六日に一回の配給となった。三月の魚の配給は一人一日当たり平均二〇匁（予定）といわれた。

（注）なお戦後の経済安定本部の調査によると、野菜の平均一人当たり年間消費量の動きは次のようになっている（一九三七年



を一〇〇とする指数)。

一九三八年	八・四	一九四二年	七・一
三九年	七・九	四三年	六・二
四〇年	七・六	四四年	三・五
四一年	七・九	四五年	六・六

このように平均消費量でも、一九三九年から一九四四年までは一九三七年の七〇%台であり、それが一九四五年には五〇%台へと激減している。

**調味料の配給** (1)味噌、醤油 一九四二年二月、味噌醤油等配給統制規則によって割当配給制が全国的に実施された。この配給方法は一九四三年一月までは地方の事情により通帳制や制限販売などさまざまなだったが、同年二月から全国一斉に通帳制となった。

味噌と醤油の一人一ヵ月当たりの配給基準量(男・女、年齢を問わず)は次のようであった(配給量の上段は一九四二年二月、一九四五年六月の配給量を、下段は一九四五年七月以降の配給量を示す。また地域区分のうち一九四五年七月から栃木、埼玉は甲地域に、群馬、千葉、山梨は丙地域に変更された——前掲「科学的にみた最近十年間の食糧の変遷」一九〇ページによる)。

〔甲地域〕 北海道、東北、信越、宮崎、鹿児島

味噌 二七〇匁↓二四〇匁  
醤油 三合↓二合

〔乙地域〕 関東、東海、北陸、九州

味噌 一八〇匁↓一八〇匁  
醤油 三・七合↓二・七合

〔丙地域〕 近畿、中国、四国

味噌 一〇〇匁↓一二〇匁  
醤油 四・六合↓三・七合

すなわち、配給基準量は地域によってかなりの差があった。とくに一九四五年にはいと主要原料である満州大豆の輸入が途絶したのをはじめその他の原料や燃料も欠乏して減産が著しくなった。それにつれて遅配が目だつようになり、五月ごろの東京においては味噌、醤油が一月から二月の遅配となり、一人当たり味噌は一〇匁、醤油は一合の配給しか行なわれないという状況だった。そして一九四五年七月からは醤油の配給基準量が全国的に一合程度削減されるにいたった。またこの間、醤油のカロリー含有量が低下し、味噌の品質も低下するなど、両者とも量的確保に追われて質の低下が著しかった。

(2)砂糖 一九四〇年六月、消費規制のため六大都市(東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜)において家庭消費用砂糖の割当切符制が実施された。配給基準量は一人一ヵ月当たり〇・六斤だった。そして同年一月から砂糖配給統制規則によって全国的に割当配給制が実施されることになった。配給基準量は一人一ヵ月当たり六大都市が〇・六斤、その他の地域が〇・五斤となっていた。しかし一九四二年九月以降郡部の配給量が一人一ヵ月〇・四斤に削減され、一九四三年一〇月からは月別の定量配給も不規則となった。砂糖は当初台湾から、その後ジャワやフィリピンなどから輸入したが、輸送難のため供給量は激減し、そのうえ液体燃料の原料として軍需が増大したため、一般配給は極度に制約されていた。そして一九四四年四月からは全国一律に配給量が〇・一斤削減され、配給基準量は一人一ヵ月当たり六大都市が〇・五斤、その他の市町区域〇・四斤、郡部〇・三斤となった。しかしその後この配給量も維持できなくなり、同年一〇、一一分を一括して全国一律に一人当たり〇・二五斤の配給が行なわれたが、一二月分は配給中止となり、一九四五年度の正月用として一人当たり〇・三斤の配給が行なわれた



のを最後に、一般家庭配給は乳児用配給を除いて取りやめとなった（以上配給量の推移は主として「昭和産業史」第二巻、「製糖事業」の記述による）。

なお一九三七年を一〇〇とする砂糖の国民一人当たり年間消費量指数は次のようになってきている（経済安定本部調査）。消費量は一九四〇年以降一貫して減少を続け、とくに一九四三年ごろからの著減が目だっている。

一九三八年	八・二	一九四一年	七・九	一九四四年	四・四
三九年一〇七・二		四二年	七・三	四五年	一七・八
四〇年	八五・五	四三年	五・六		

### 第三節 栄養摂取量の推移

**栄養必要基準** まず厚生省の厚生科学研究所が一九四一年九月に発表した「日本人栄養要求量標準」によれば、「日本人平均一人一日栄養要求量標準」は熱量二千カロリー、蛋白質七〇グラム、脂質二〇グラム、糖質三七〇グラムとなっていた。この年齢別・労作別要求量のうち三〜五歳の男子についてみると（一日当たり）、軽労作は熱量二一〇〇カロリー、蛋白質七五グラム、中等労作はそれぞれ二四〇〇カロリー、八〇グラム、比較的重労作は二七〇〇カロリー、八五グラム、重労作三千カロリー、九〇グラム、最重労作は三三〇〇カロリー、一〇〇グラムとなっている。中等労作の熱量二四〇〇カロリー、蛋白質八〇グラムが全体の標準であった。そしてこの標準要求量は「ギリギリ決着のもので」、この標準量から「仮りに四分の一、二五％切下げると、生きてはゐるが、これは働かない場合で出産も出来るかどうか分らず、病気も起るかも知れない、と云ふ状態」になるといふ最低必要量であった（「標準生計費の研究」

第78表 国民1人当たり栄養摂取量の推移

年 別	熱 量 (Cal)	蛋白質 (g)
1941年	2105	64.7
42年	1971	60.2
43年	1961	60.6
44年	1927	61.2
45年	1793	65.3

〔備考〕 経済安定本部の第1次「経済白書」による。

第79表 大阪市民栄養摂取量の推移

年 月	配給による		実際の摂取量	
	熱 量 (Cal)	蛋白質 (g)	熱 量 (Cal)	蛋白質 (g)
1942年 4月	1580	49.4	1921	70.9
43年 4月	1553	46.8	1930	67.5
44年 3月	1403	38.3	1842	59.0
45年 3月	1581	42.8	1920	63.4
7月	1277	50.5	1824	79.0

〔備考〕 1) 大阪市立生活科学研究所の調査。  
2) 「朝日年鑑」昭和21年版、157ページによる。

戦時生活相談所、一九四二年七月刊、一〇ページ）。

次に労働科学研究所（労研）が発表した最低栄養必要量（同研究所が一九四二年三月に発表した「最低生活費の研究」において基準としたもの）によると、作業の強度を三つに分け、男子のばあい軽度の作業については熱量二二〇〇カロリー、蛋白質七五グラム、持続的作業はそれぞれ三千カロリー、九〇グラム、重筋的作業は四千カロリー、一〇〇グラムとなっている。中心基準は持続的作業の熱量三千カロリー、蛋白質九〇グラムであった。

**栄養摂取量の推移**  
まず国民一人当たり平均の栄養摂取量の動きをみれば第78表のよう

第80表 東京における配給栄養量  
(1944年1月, 1日分)

品目別	配給量(計画基準量)(g)	蛋白質(g)	熱量(Cal)
米	330	25	1125
小麦粉	4.4	0.4	15
魚	25	4.8	25
野菜	200	3.2	44
砂糖	12	—	47
味噌	22.5	2.8	40
油	25	1.9	14
その他	6	—	53
計	—	40	1405

[備考] 1) 日銀調査局調査。  
2) 同上資料「食糧品ノ配給ニ付テ」(1944年1月)による。

である。一九四一年の摂取量は、熱量二一〇五カロリー、蛋白質六四・七グラムとなっており、これを先にみた厚生科学研究所の「日本人平均栄養要求標準」の熱量二千カロリー、蛋白質七〇グラムという最低限界と比べても、すでに蛋白質摂取量の低下が目だっていた。一九四二年以降摂取量の低下は年々著しく、熱量は二千カロリー以下となり、一九四五年には一七九三カロリーにまで低下した。蛋白質の摂取量は一九四二年に六〇・二グラムに著減し、その後やや増加したが、六〇〜六五グラムの低水準のまま推移した。

次にこれを大阪市民のばあいについてみると第79表のようである。配給によって摂取できた栄養量は熱量、蛋白質ともにきわめて低く、配給では通常の生活はまったく不可能であることを示している。これをヤミ購入などによって補った実際の摂取量についてみると、太平洋戦争下の一九四二年以降、熱量はついに二千カロリーに達せず、一九四四年三月には一八四二カロリー、そして一九四五年

第81表 都市居住者の栄養摂取量 (1945年7月)

都市別	東京都	京都市	前橋市	山口市	盛岡市
配給による量					
熱量(Cal)	1437	1413	1221	1298	1380
蛋白質(g)	65	51	45	45	31
脂肪質(g)	20	15	12	17	10
糖分(g)	240	251	223	233	276
実際の摂取量					
熱量(Cal)	1798	1677	1716	2026	1745
蛋白質(g)	82	74	73	88	53
脂肪質(g)	25	21	18	25	17
糖分(g)	297	287	304	349	332

[備考] 1) 厚生省調査。  
2) 「朝日年鑑」昭和21年版, 156ページによる。

七月には一八二四カロリーと著しく低下している。蛋白質の摂取量も一九四三〜四五年三月ごろにかけて低下が目だっている。

また東京における一九四四年一月現在の配給栄養量は第80表のようである。熱量は一四〇五カロリー、蛋白質は四〇グラムときわめて低いが、しかもこの配給量による栄養量の算出については机上計画どおり順調に配給されることを前提としたものであって、実際上はさらに低下していることが明らかである。指摘されていた(日銀調査局資料「食糧品ノ配給ニ付テ」一九四四年一月による)。なお都市居住者の一九四五年七月における栄養摂取量の状況は第81表のようになっている。配給による摂取量は前橋、山口、盛岡などの地方都市の方がかえって少ないが、先にみた大阪市のばあいと同様に各都市とも全般にきわめて低く、実際の



第82表 工場給与栄養量の推移

	産業別	蛋白質 (g)	脂肪 (g)	糖質 (g)	熱量 (Cal)	主熱量		ビタミン		
						食量 総熱量	動物性 蛋白質	A (I.U)	B <sub>1</sub> (r)	C (mg)
一九四一年度	鉦炭山, 製鉄, 製鋼	94.8	23.0	535.3	2717	78.6	(%)	5860	917	73
	造船, 航空機, 機械	81.5	21.5	453.2	2412	77.9	—	6220	827	73
	化学	82.8	24.7	486.6	2500	74.8	—	4700	781	60
	製絲	83.9	19.1	436.5	2253	75.8	—	4830	730	61
	人絹	82.1	19.3	519.6	2580	82.7	—	4830	841	59
	紡績	78.9	17.8	459.8	2310	78.8	—	5400	764	66
一九四二年度	鉦炭山, 製鉄, 製鋼	94.5	25.9	461	2455	77.4	29.3	4287	706	43
	造船	78.7	15.0	451	2254	83.3	21.0	3471	631	21
	航空機	81.1	18.7	411	2137	75.5	37.0	4207	597	50
	機械器具	80.9	20.0	399	2100	84.9	37.1	5560	715	79
	化学	71.1	16.4	419	2108	81.9	26.6	4117	632	65
	織	74.3	17.5	424	2151	76.2	27.6	5401	569	89
一九四三年度	鉦炭山	86.3	20.7	532.1	2660	83.8	21.7	6026	1062	60
	造船	81.6	24.7	496.9	2531	76.6	32.1	2501	492	33
	製鉄製鋼	78.6	16.0	447.0	2256	79.1	30.6	3210	753	40
	航空機	79.1	19.6	485.6	2435	76.3	27.8	5717	869	78
	機械器具	77.7	18.5	430.3	2199	82.0	21.6	4225	677	53
	機械器具部分品	70.2	17.8	432.5	2131	82.0	22.3	6275	636	56
	化学	73.2	16.8	378.0	1956	85.3	24.0	5834	627	67
	織	64.3	14.8	354.7	1890	71.7	18.9	5433	672	69
産業平均	1941年	84.2	20.9	481.8	2462	77.1	—	5306	810	66
	1942	80.1	18.9	428	2203	80.3	29.7	4507	642	59
	1943	76.3	19.8	444.5	2261	78.2	25.0	4903	661	57

〔備考〕 1) 労働科学研究所の全国工場の栄養調査。

2) 有本邦太郎「工場給食管理」1944年3月刊, 152~6ページによる。

摂取量も熱量をはじめ各都市とも著しく低い状態にあった。(注一) しかし戦争中の栄養摂取量のこうした低下については、先にしるしたような最低必要基準量そのものが高すぎるのだと批判し、栄養低下の状況を合理化しようとする迎合理的な科学者も多かった。たとえば杉靖三郎氏は「日本人は配給量の玄米三三〇グラムに味噌二三グラム、野菜少々(蛋白質三〇グラム、脂肪一〇グラム、含水炭素三〇グラム、計一四〇〇カロリー)で大丈夫」だと述べていた(「日本の百年」3、二三一ページの引用による)。

工場給食 工場給食が重要視され、給食施設の開設が盛んとなったのは一九三九(四〇)年のころであった。軍需生産の急膨張とともに都市大工



業地帯においては入寮の青少年労働者が増大し、各工場では、これら労働者に対する給食が重要となった。他方では市中の食糧事情が窮屈となり、食糧統制が進むにつれて外食も困難となって、通勤労働者に対する給食の必要も増大した。太平洋戦争に突入し、労働動員が強化されるとともに、動員学徒や挺身隊員を含めて入寮労働者はますます増加し、また一般家庭の食糧難が深刻化して、労働者の昼食や夜食の工場供給を確保する必要が増大するなど、工場給食の重要性はきわめて大きくなった。さらに一九四八年ごろからは出勤率や労働能率を促進するなど労働統制の手段として労働加配米の家庭配給を取りやめ、これを工場給食に移す地方も現われた。そして一九四五年五月の主食配給方式の変更によってこれが公に実施されるにいたった(第一節を参照)。しかしこのような工場給食の必要性の増大とはまったく逆に、工場調達の食糧は減少の一途をたどり、給食内容は劣悪化し栄養供給量は年々著しく低下していった。

労働科学研究所(労研)の調査によって工場給食の栄養量の推移をみると第82表のようである。給与栄養量の内容は産業によってかなり差があり、鉱業や鉄鋼、軍需工場などの戦争下の重点産業ほど高くなっている。しかし一九四一年から一九四三年にかけて給与栄養量は、先にみた厚生科学研究発表の栄養要求量標準——男子の中等労作における熱量二四〇〇カロリー、蛋白質八〇グラム、比較的重労作の二七〇〇カロリー、八五グラム、最重労作の三三〇〇カロリー、一〇〇グラム、あるいは労研の最低栄養必要量——成年男子の持続的作業における熱量三千カロリー、蛋白質九〇グラム、重筋的作業の四千カロリー、一〇〇〇グラム、といった最低必要量に比べると最初からかなり低くなっており、しかもこの間蛋白質、脂肪、熱量、ビタミンなどの給与量は、いずれも低下している。また蛋白質中に占める動物性蛋白質の割合の低下も一般に著しい。この原因

について同研究所の有本邦太郎氏は当時次のように指摘していた——「勿論食糧の不足に伴ふ使用食品量の減少によるものであり、……これを職種別に考察するときいづれの職種においても其の推定栄養必需量に比して可成り不足してゐるが就中、鉱炭山、造船、製鉄、製鋼等所謂重筋労働者群において著しい傾向が窺はれ、量的には熱量において、また質的にはビタミン特にビタミンB<sub>1</sub>に著しく不足が窺へる。……熱量の不足は主として主食量の不足に帰因し、ビタミンの不足は野菜類殊に葉菜類の不足に原因する……」と(有本邦太郎「工場給食管理」一九四四年三月刊、一五三〜四ページ)。

また同じく労研が調査した東京付近のある共同炊事場(栄養食配給所——直営給食施設をもたない工場の労働者の外食をまかなうもの)の給与栄養量の動きをみると第83表のようである。一九三五年当時に比べて一九四一年には脂肪、熱量、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンCなどの減少が大きく、一九四二年にはやや改善されたが、一九四八年になると蛋白質、脂肪、熱量、ビタミンをはじめすべての内容が低下している。蛋白質中に占める動物性蛋白質の比重の低下も著しい。なお右と同一地域にある共同炊事場四カ所の調査結果についても(第83表)、これらの共同炊事場を利用する多数の工場の労働者は重筋労働に近い作業をしているものであるが、その推定必要栄養量に比べて、熱量は約二五%の不足、蛋白質は三九%、ビタミンB<sub>1</sub>は五〇%の不足と格段の差がみられる。そして一九四一年から、一九四三年にかけてのこれらの栄養調査の結果を総括して、右の「工場給食管理」は次のようにしている——「一般的に見らるることは逐年的に給与栄養が質的に低下してゐることは事実であり、これは生産力の培基たる労働者の体力確保の見地より誠に考慮を要する問題であらう。殊に比較的最近の調査成績にあらはれたる工場食の欠陥としては(1)熱量の不足、(2)蛋白質の減少、(3)ビタミンの不



第83表 共同炊事場における給与栄養量の推移

	蛋白質 (g)	脂肪 (g)	糖質 (g)	熱量 (Cal)	主熱 食量 総熱量	動物性 蛋白質 総蛋白質	ビタミ ン		
							A (I.U)	B <sub>1</sub> (r)	C (mg)
1935年	67.9	17.1	579.9	2613	(%) 82.5	(%) 14.5	3356	921	57
41	67.9	8.9	508.9	2392	90.1	17.9	2418	789	23
42	63.4	10.4	502.6	2442	88.2	13.6	4350	804	61
43	61.0	7.6	495.3	2354	91.7	8.8	3540	783	51
1943年(別掲)	55.3	10.9	406.3	2086	—	10.7	3315	744	49
(推定必要量)	90.0			2800	—	30.0	5000	1500	70

- 〔備考〕 1) 東京付近の某共同炊事場(栄養食配給所)に対する労働科学研究所の調査。調査時は各年の8月、実施献立による。
- 2) 下段の1943年のものは、上と同一地域にある4ヵ所の共同炊事場について、同年9月実測によって労研が調査したもの。
- 3) 有本邦太郎「工場給食管理」158ページによる。

足等が著明なものとしてあげられるであらう。熱量不足の原因として其の根幹をなすものは主要食糧(米、麦其他代替食料)の不足にあり、主要食糧の不足は副食物を以て補充すべしと考へる向があるかも知れぬが、これは主要食糧の場合と同様、むしろより以上に困難であ「る」と(同書、一五九〜六〇ページ)。

(注一) これに関連して、川崎商工会議所が一九四三年一月に行なった「川崎市における工場給食事情調査」は、工場給食当事者の言として次のような点をしるしている(抜粋)——(1)工場給食は営業者(市中食堂、料理屋等々)と同様に取扱はれ、米の配給量を漸次逡減されつつあり。(2)米は勿論一般食糧配給量不足のため養成工、少年工の能率著しく低下しつつあり。(3)工場食堂に於ける食糧量不足のため残業成績悪し。(4)特に重筋肉労働者は常に空腹を訴へ、労務管理上支障を来しつつあり。(5)工場給食は直営を可とするも、会社にては副食糧、調味料等購入不如意のため直営に改め得ざる実状にあり(宮出秀雄「工場給食と食料配給機構」——「社会政策時報」一九四四年九月号による)。

一九四四年以降については工場給食の実情を知るに適当な資料が見当たらないが、給食内容はさらに劣悪化したであろうことは、先にみたような食糧事情の窮迫状況によってもうかがわれるところである。

(注二) 戦争末期の工場給食の実情について、たとえば「トヨタ自動車二〇年史」は次のようにしている。「当初、食堂は……業者の請負でありました。食費は、本人負担が一日三四銭(朝食八銭、昼食一三銭、夕食一三銭)で……、それに加えて、会社は、一人一日分について一一銭五厘を負担しました。ご飯は、自由にお代りをする事ができました。しかしそのごしだいに食糧事情が悪くなり、「一九四〇年」四月には、米の供出



制度がしかれ、食堂の運営は困難となり、「一九四四年」九月、業者請負から会社直営に切り替えて対処することに決めました。そして食糧の確保のために、農村、漁村ヘトラックを借りました。したが、挺身隊を含めた一万二千人分の給食には、なみなみならぬ苦勞がありました。しかも「一九四五年」になると、食糧は、全く欠乏状態となり、雑炊、じゃがいも、さつまいも、芋粉のパンなどを主食とし、副食物も不足がちで、ほし芋、切干大根、たくわんなどを自給しました」（同書、二二六ページ）。

なお労働者に対する配給は、工場給食ばかりでなく、衣料や日用品などあらゆる物資が勤務先の企業を通じて配給された。この配給は「労働能率の向上」の政策意図の下に、もっぱら大日本産業報国会により各企業の購買会を通じてなされた。その物資の種類は、作業衣、軍手、手拭、地下足袋、石けん、主食品、調味料、酒類、煙草、菓子などきわめて多様であったが、しかしその一人当たりの配給量はいずれもきわめてわずかで、しかも不規則きわまるものだった。

#### 第四節 衣料の配給と消費

**衣料統制の開始** 一九三七年七月日中戦争勃発以来、綿花の輸入は軍需・生産手段輸入確保のために統制がきびしくなったが、一九三八年二年には「ステープル・ファイバー等混用規則」により人造繊維の混用強制が実施された。すなわち輸出用、軍需用、特免品（ガーゼ、ベルト、ロープ、電気絶縁布など）を除いて一般国内消費向けの綿製品にはスフその他綿または毛でない繊維を、重量において三割以上混用することが強制され、純綿製品の製造は禁止された。その後、戦争の拡大とともに軍需は増大の一途をたどり、他方では軍

需・生産手段輸入の必要が激増したため、綿花の輸入は、外貨獲得のための輸出品製造原料に限って認められ、一般国内民需向けの輸入はいっさい禁止された。そして一般消費に対してはすべて国産のパルプを原料とするオール・スフ政策、人絹政策がとられたが、しかし一九四一年ごろからはパルプ原料である材木、塩（かせいソーダ）、石炭などの原料がひっばくし、スフ、人絹の増産は不可能となった。この繊維生産は「平和産業」として戦時経済のもとで最初から原料・生産に制限を加えられ、とくに一般民需用の生産は著しく制約されてきたが、太平洋戦争突入とともに繊維産業の企業整備、設備の供出が強化され、民需品生産は極度に圧縮されていた（統制の推移は主として「昭和産業史」第二巻、「繊維工業」の記述による）。

**衣料切符制** 一九四二年二月「繊維製品配給統制規則」によって衣料品の切符制が実施され、点数制の総合切符による販売が開始された。これによってほとんどすべての繊維製品が切符制による配給統制を受けることになった。また除外されたのは座蒲団綿、帽子、蚊帳、洋傘、袋物などをはじめ少数の品目だったが、これらは一九四三年度（一九四三年二月）から切符制に編入された。

衣料切符の点数制には二種類あり、甲は郡部で一人当たり一律八〇点、乙は都市（市制施行地を主体とする）で一〇〇点となっていた。切符の有効期間は原則として一ヵ年で、この割当点数には年齢、性別、職業などによる差異はなかった。衣料の品目別点数をおもなものについてみれば次のようである。

品名	点数	品名	点数
背広	三	申又・禪	四
国民服	三	シュミーズ	八
着物	二	ズロース	四
単衣	二	肌襦袢	八
袷	四		



男子	外套	五〇	腰巻	メリヤス編	三
国民服	外套	四〇	布製	製	八
レインコート		三〇	手袋	袋	五
婦人服	ワンピース	一五	襟巻	卷	一五
	ワンピース	二七	足袋	袋	二
	外套	四〇	靴	下	一
小学生	上衣	二七	学童用ソックス	ス	一
	ズボン	五	蒲団地	大人掛	三
	スカート	五	蒲団	大人敷	二
作業服(上下)		二四	座蒲	団	六
もんぺ		一〇	毛布(一枚物)	布	六
シャツ(ワイシャツを含む)			敷布	布	一〇
	長袖	三	手拭・タオル	巾	三
	半袖	六	縫糸(一〇匁まで)	糸	一
セーター		二〇	毛糸(一オンスまで)	糸	二

しかしこれらの品目のうちネル、晒、手拭、タオル、足袋、靴下などの必需品については「制限小切符」によって品目別に購入数量が決められており、余剰の点数をもってしても一定量以上は購入できないしくみになっていた。これらの購入可能量は一人当たり一年間に、たとえばネルは一・五ヤール、晒は一丈、手拭およびタオルは二本、足袋および靴下は都市六足、郡部四足などであった。

(注) 衣料品の配給機構は次のようになっていた。中央に品種別に製造統制会社、配給統制会社、製造配給統制会社の三種の統制会社を設け、各府県には一つずつの地方配給会社を設ける。地方配給会社は中央の統制会社から品物を受け取り、これを地方長官の指定する団体(小売商業組合、百貨店組合、工場・鉱山の購買会など)に渡す。小売商は小売商業組合から品物を受

け取り、一般消費者に点数引換えて配給する(以上、「毎日年鑑」昭和一八年版、二二五ページによる)。なお作業衣は勤務先の企業において、学生服は学校で割当切符と引替えに配給された。

この衣料の切符制は、最大原因である衣料原料のひっばくのたため、一般消費を規制する必要から実施されたものであるが、点数の決定については、一般民需に振向可能な現存の繊維原料ストックの状況、あるいは原料の今後の供給予想などから衣料品の生産・供給可能量を計算して、これを人口で割って一人当たり消費可能量を出し、それを点数化したものである。そして品目相互間の点数は布を用いた分量によって決め、また都市と農村の点数(割当消費量)の差は、これまでの国勢調査などの衣料品消費高の資料をもとにするなど、いわばきわめておおざっぱな見当で決定されたものであった。なおこの点数制による衣料品の実際の配給については、原料に換算すれば年間六億四八〇〇万ポンドを要するとされたが、既存の原料ストックを考慮に入れ、しかも国民全部が一様に一〇〇点あるいは八〇点をすべて消費するとはかぎらないから、現段階においてはだいたい需給のバランスはとれるといわれた。しかしすでにその将来のことは楽観できず、各個人の家庭の衣料ストックのくいつぶしが必要であるとされた(「標準生計費の研究」戦時生活相談所一九四二年九月刊などによる)。

労働科学研究所(労研)の「最低生活費」によれば、だいたい六大都市の労働者の「標準家族」(夫婦に子供三人)においては、右の点数表により一年に合計四二三点(うち成年男子は一〇〇点、成年女子は夏季に和服のばあい一五七点、洋服のばあい一八一点)が最低必要であるとされた(前掲「標準生計費の研究」八八〜九ページ)。この点数は、標準的な家族が相当長期にわたって衣生活を営



むのに要する——衣類を弟妹にゆずるなどして極力やりくりしたう  
えで——年々の補給(寝具を含む)のための最低必要点数であった。  
しかし政府決定の点数は品質を保証してはいない。スフや人絹は弱  
く、耐用期間が短くて、ストックを持たない労働者階級はこの消費  
規制によって直接大きな影響を受けたのである。

切符制のその後 一九四二年七月、切符の有効期間が当初一カ年  
(一九四三年一月まで)だったのを一九四四年一月まで、さらに一  
カ年延長された。また切符制実施以後一〇ヵ月間の切符消費状況  
は、都市では割当量の六五%、郡部では五五〜六〇%だった。一九  
四二年度における全国の平均切符消費量は全体の七一%だった(以  
上、「毎日年鑑」昭和一九年版、二〇年版による)。しかしこのよう  
に消費が比較的少なかったのも、購入すべき適当な配給衣料品は少  
なく、そのうえ他方では食糧への支出が増大して、既存の衣料品で  
極力やりくりを行なったためであった。なおこの間、一九四二年二  
月の切符制実施とともに、大政翼賛会を中心に切符の献納運動が展  
開された。

一九四三年一月点数の引上げが行なわれた。(1)衣料品の基礎点数  
である小幅物一反二四点を三〇点としたこと、(2)特殊の衣料品を除  
き右の割合で全部の衣料品の点数を引き上げたこと、などで、結局こ  
の措置によって全衣料品について平均二五%の点数引上げとなり、  
割当削減が行なわれた。二月に一九四三年度の新切符が配布された。  
有効期間は二カ年(一九四五年一月まで)、また前年度の余剰切符  
もひきつづき使用できるとされた。しかし同時に、綿縫糸はこ  
れまで切符さえあればいくらでも購入できたのが、制限切符により  
一人当たり一〇匁以上は購入できなくなり、消費規制はさらに強ま  
った。点数引上げは六月にも行なわれ、絹物の点数引上げをはじめ  
若干の品目について点数が引き上げられた。同じ六月、繊維の消費

節約のため「戦時衣生活簡素化実施要綱」が閣議で決定された。そ  
の内容は、(1)織物の種類、規格を単純化する、(2)和服は短袂とし、  
男子洋服は国民服(乙号)またはこれに準ずるものとする、婦人標  
準服の普及を図る、(3)衣類の新調を抑制する、などというものであ  
った(なお国民服は一九四〇年十一月の国民服令により正式に採用  
されていた)。そしてこのための国民運動が大々的に展開された。  
同じく六月、大政翼賛会は衣生活の刷新要綱として——(1)短袂実  
行、(2)国民服着用、(3)モンペ着用、(4)衣類の融通交換、の四つを指  
示した。一九四三年度の全国の切符消費量は全体の七二%だった  
(「毎日年鑑」昭和二〇年版、二一七ページ)。

一九四四年一月、一九四四年度の衣料切符の配布を計画するに当  
たって、繊維品の供給のひっばくがはなはだしくなったため一九四  
三年と同水準の配給は不可能なことが明らかになった。そのため切  
符の配布は遅れ、四月に割当点数を大削減して配布を行なった。こ  
の一九四四年度の衣料切符は次のようであり、これまでの制度が廃  
止されて新たに三本だてとなった。これは前年度に比べて総体的に  
四〇〜五〇%の削減となっている。

第一種 五〇点(数え年二九歳以下の者、但し生後二ヵ月以内の  
幼児を除く)

第二種 四〇点(三〇歳以上)

特殊衣料切符 生後二ヵ月以内の幼児が五〇点、婚約した女子が  
二五〇点以内、妊婦が八〇点以内

また三月には「戦時繊維非常増産措置要綱」が閣議で決定され、  
この措置によって「雑繊維」の増産が進められた。これまで綿の代  
用品であったスフも、スフ工業の軍需転換によって供給が激減し、  
もはや雑繊維以外に供給源はなかった。戦争中実際に紡績原料とし  
て用いられた雑繊維は次のようなものだった——朝鮮大麻、亜麻粗



織、先麻、根麻、穀剥、苧垢、満州線麻、市皮、藺草、桑皮、放漁網、繭短繊維（「昭和産業史」第二巻、「繊維工業」による）。そして野生苧麻、藤葛、葛、桑皮、竹、藺草、楮、ひま、などを採集するため小中学生や婦人会員、翼壮団員などが全国的に動員された。これらの雑繊維によって作業衣や学生服などが作られた。

六月には衣料の隣組配給制が始まり、ネル、晒、手拭、足袋、シャツなど制限小切符品および肌着類二四品目が隣組を通じて配給されることになった。また九月には衣料品の総合配給所が平均一〇町会に一カ所の割合で設置された。もうこのころになると衣料品の供給は極度に減少し、衣料切符は現物の裏づけのない有名無実の存在と化し、わずかの配給は隣組単位の一括配給による抽せん方法しかとりえなかつたのである。十一月、東京では冬季衣料品の配給があつたが、足袋または靴下が両者合わせてほしい四人に一足、浴用タオルが一五人に一本という有様で、すべて隣組に一括配給され抽せんによらねばならなかつた。またコーヘン、前掲書（下巻、一九九ページ）によれば、一九四四年においては「足袋と靴下の配給を併せても、……一人当りわずか一足しか渡らなかつた。配給された女性の仕事着と着物は六人の女に一枚しか渡らなかつた。男物の一枚のパンツは国民大衆の一三人に一人しか手に入れることができなかった」としてさげすんでいる。

（注一）なお「昭和産業史」の「綿絲紡績工業」のなかには次のような記述がみられる——「衣料切符制実施下の国民衣料の消費可能量は、その点数より換算して昭和十七年小幅約四反、昭和十八年同約三反、昭和十九年同約一・五反と逐年削減された」（同書、第二巻、一二五ページ）。

一九四五年にはいと衣料供給の枯渇は頂点に達した。衣料切符は前年四月に配布された一九四四年度分を最後に、一九四五年度分

の一般配布は行なわれなかつた。さらに一九四四年一月から始まつたアメリカ空軍の都市爆撃は一九四五年三月にはいつて激化した。住居は焼かれ家庭の衣料や倉庫のストック品の焼失もおびただしい量にのぼつた（コーヘン、前掲書、下巻、二〇二ページなどをみられたい）。戦災者は文字どおり着のみ着のままの状態となつたが、「戦災者に対しては罹災と同時に五〇〇点の特別衣料切符が交附され、夜具を焼いたものには毛布が一人一枚の割で貸与されたが、衣料切符は空手形も同様で現物の配給はほとんどなく、戦災者の衣生活に大きな脅威を与へた」（「朝日年鑑」昭和二十一年版、二一九ページ）。そしてまた一九四五年春ごろには「戦時服装としての女子のモンペ、ズボン、男子の戦闘帽、巻脚半の着用は防空頭巾の流行と共に……山間僻地にまで浸透」するという状態で（同右、一二一八ページ）、国民の衣生活はまさにどん底状態のまま、八月の敗戦を迎えるにいたつたのである。

### 第五節 住宅事情の推移

住宅難の激化 一九三七年、日中戦争が勃発し軍需生産が急速に拡大するにつれて、大都市工業地帯への労働者の流入が増大し、住宅難が激しくなつた。まず住宅難の指標である空屋率（住宅総戸数に対する空屋戸数の比率）の動きをみれば、大阪市においては一九三七年から三八年にかけて三・一％程度あつたものが一九三九年には一・一％、一九四〇年には〇・五％と急減している（大阪社会部調査、「日本経済統計集」三二六ページ）。東京における空屋率は一九三七年には三・七％だったが、一九三八年一・八％、一九三九年〇・八％、一九四〇年〇・五％と年々急速に減少していった（警視庁統計書による、住宅問題研究会「住宅問題」一九五一年一



月刊、六八ページ)。また厚生省労働局の軍需関係工場(従業員一〇〇人以上)の住宅調査によれば、一九三九年三月現在において全国で約一〇万五千人にのぼる労働者の住居が不足していた(うち普通住宅を必要とする既婚者が四万五千人、寄宿舎を必要とする単身者が六万人)。最も住居の不足している地方は東京二七%、大阪一三・七%、兵庫九・三%、神奈川九・三%、福岡七・八%、愛知五・九%などであり、またこれに従業員一〇〇人未満の工場を加えれば住宅不足は圧倒的な数にのぼるだろうといわれた。さらに「エノミスト」(一九三九年八月一日号)は、全国の都市工業地帯に集まった家のない労働者は一九三九年末までに五〇万人にのぼるだろうと推定した(以上、広崎真八郎「戦時下における労働者住居の問題」——「社会政策時報」一九四一年四月号による)。

なお大阪市社会部が一九四〇年五月六月に行なった調査(「本市重工業労働者の住居並びに通勤事情」)によつて、大阪市における重工業労働者の住居事情をみると次のようであった(中野正直「大阪市における住宅問題」——「社会政策時報」二六一号による)。これら労働者のうちまず家族と同居している世帯主の住居の状態についてみると、持家が四・六%、借家七七・三%、社宅〇・七%、二階借り・間借り一五・九%、アパート一・三%、となっていた。借家入居者が圧倒的に多く、間借りもかなりあり、持家のものはきわめて少ない。またこれら労働者の一人当たりの畳数別構成は次のようであった。

一畳未満	〇・八%	五畳台	七・九%
一畳台	一六・六	六畳台	四・三
二畳台	二七・六	七畳台	二・二
三畳台	二四・八	八畳以上	二・六
四畳台	一三・二		

すなわち二〜四畳未満のものが過半数を占めて最も多く、一畳台がこれに次いでおり、総体的にかなり狭い居住状況である。次にこれを既婚者全体について企業規模別にみると次のようであった。

	工場規模別	
	三〇〇人以上	三〇〇人未満
持家のもの	四・三%	三・九%
借家のもの	七四・四	七四・九
社宅のもの	〇・七	〇・六
家族とともに間借り・二階借り・アパート入居のもの	一七・四	一六・六
単身で間借り・二階借り・アパート入居のもの	三・二	三・九
総数	三〇〇人以上	三〇〇人未満
	四・九%	三・九%

すなわち全体としてみればやはり借家が大部分を占め、間借りがこれに次いで多くなっているが、このうち三〇〇人未満規模の中小工場労働者をそれ以上の上位工場のものとは比べると、借家の比率がより高く、また既婚者で家族と離れて単身で間借り生活を行なっている者も多くなっており、反面では持家および社宅入居者の比率がより低くなっている。

次に、厚生省が一九四一年一月に行なった全国主要都市の住宅調査によれば、人口一五万人以上の二四都市の住宅のうち持家が全体の二二・三%、借家が七五・九%、給与住宅が一・八%、のうち六大都市においては持家二〇・一%、借家七八・四%、給与住宅一・五%となっており、借家が最も多く、とくに大都市ほどこの比率が高かった。これら住宅の一人当たりの畳数は次のようになっていた(前掲「住宅問題」五二ページによる)。



二四都市平均 三・七三畳  
 六大都市平均 三・六九  
 東京市 三・六  
 横浜市 三・四  
 名古屋市 四・三畳  
 京都市 四・四  
 大阪市 三・七  
 神戸市 三・五

また空屋は各地ともきわめて少なく、空屋率は次のような状態であつた。<sup>(1)</sup>

二四都市平均	〇・七%	京都	〇・八%	八幡	二・〇%
六大都市平均	〇・七%	神戸	一・〇%	長崎	〇・六%
東京	〇・五%	横浜	〇・九%	佐世保	〇・七%
大阪	〇・九%	広島	〇・二%	呉	〇・二%
名古屋	〇・八%	川崎	〇・七%	横須賀	〇・五%

(注一) こうした空屋率の低さに関して次のような指摘がなされている——「空屋率は大体三乃至五%が標準といはれてゐるが、……これらの都市では一軒に二世帯も三世帯も同居してゐる者も多く、中には六畳一室に六・七名の家族が住むといふやうな状況も珍しくないといふ始末であるから、一戸一世帯といふこととで計算するとすれば、家屋は寧ろマイナスであるといはねばならぬであらう」と(厚生省の石井政一氏「戦時下の住宅問題」——朝日新聞一九四三年九月二日付)。

さらに、軍需工場の新設、拡張によつて急膨張をとげた室蘭、日立、太田、川口、立川、挙母、四日市など人口一〇万以下の新興工業都市一四に対しても同様な住宅調査が実施されたが、東舞鶴をはじめとして住宅難の激しさはかえつて右の大都市を上回るものがあつた(前掲「住宅問題」三七ページ以下)。

このような住宅難は家賃の高騰と狭小居住、そして長時間通勤を一般化させた。家賃については一九三九年一〇月に施行された「地代家賃統制令」によつて、一九三八年八月四月現在の基準にすえ置

第 34 表 京浜地帯における住居家賃の実情

建築年次	畳数	家賃(円)	敷金	修繕	繕具	家族数	当り月収(円)	対に収める%
1941年	13.5	38.0	3		1	6	160	23.8
33	15.0	14.0	1		1	4	110	12.73
39	15.5	30.0	3		1	6	90	33.33
〃	4.5	17.0	1		1	2	75	22.63
〃	4.5	20.0	1		1	2	110	18.18
〃	4.5	16.0	1		1	2	100	16.00
33	12.5	9.0	1	全	額	5	115	7.83
40	12.5	27.0	3	半	額	4	100	20.00
〃	12.5	29.0	3	半	額	5	120	24.17
〃	10.0	20.0	3	半	額	5	100	26.00
〃	10.5	20.0	1	半	額	3	98	20.00

[備考] 平野宗「京浜地方に於ける労働事情と住宅問題」——「社会政策時報」1941年7月号, 181ページによる。

くことになつていたが、それは統制令施行当時の既存の家賃についてだけであり、新たに契約する家賃は直接停止令の適用を受けず、ただその主旨を尊重してできるかぎり低く定めるといふ程度のものであったから、これを利用して家賃のつり上げが盛んに行なわれたのである。



第85表 大阪市における労働者住居の状態

年齢	世帯数 人員	住居の広さ	家賃		賃収 月収	賃収 月収 (%)
			(月)	月		
54	3	室3	12	円	80	12.5
32	4	室2	7	円	100	12.0
33	6	室3	12	円	143	10.5
34	2	室2	7	円	64	20.3
28	4	室3	11	円	90	17.8
40	6	室3	12	円	170	9.4
40	4	室3	16	円	75	26.7
42	5	室2	12	円	85	17.6
44	6	室2	10	円	80	18.8
36	6	室4	18	円	100	20.0
48	6	室4 (台所, 玄関を含む)	14	円	100	16.0
26	2	室1	4	円	80	20.0
31	3	室2	12	円	60	20.0
46	4	室4	18	円	110	18.2
30	2	室3	10	円	70	21.4

〔備考〕 中野正直「大阪市における住宅問題」——「社会政策時報」  
1942年6月号より摘記したもの。

たとえば京浜地方における家賃は、一九三七年の日中戦争前は一畳当たり一・三〇円、月収に対して一四・七%だったものが、戦争発生後はそれが二・五八円、一四・三%に増加した。一九四〇年ごろにおける家賃の実情は第84表のようで、建築時期や場所によってか

なり差異があるが、家賃は最高四五円から最低九円、家賃の月収に対する割合は多くのものが二〇%から三〇%以上に達していた。しかも家族数に対して住居は狭く過密居住を余儀なくされていた(平野宗「京浜地方に於ける労働事情と住宅問題」——「社会政策時報」一九四一年六月号、一八一ページ)。またアパートや下宿については——「アパートは六畳一八円と二六円を通相場とし、一畳当り最高四・六六円であり、最低は一・三七円である。下宿家に於ては、之とことなり、六畳二食つき三二円、八畳四〇円、といふ状態である。この、下宿に独身少年工は四人五人と友人と共に同居すると云ふ状態が、今日の通相場と云へる」(同書、一八三ページ)。

また同じ一九四五年ごろの大阪市における実情は第85表のようであった(中野正直「大阪市における住宅問題」——「社会政策時報」一九四二年六月号より摘記)。

(注一) このうち一労働者は家賃の高騰を次のように訴えていた——「近時諸物価の昂騰につれて家賃の上ることが、吾々労働者にとっては一番に困ることだ。それも借主の替る時に上るのだから官庁方面へは所謂九・一八物価に抵触せずと云へども、事實は上昇の一途を辿りつつあり、殊に不愉快なのは同じ棟続きの長屋でありながら、Aは八年前に住居したるが故に一五円であり、BCは三年前に借りた故に一七円、Dは一年前に借りて一八円、Eに至っては三ヵ月前に契約が出来た故二〇円などは甚だ不合理なり……」(同書、一五〇ページ)。

戦争下の住宅事情 一九四二年、四三年ごろの労働者住宅問題について「毎日年鑑」は次のようにしている。「都市、特に時局産業工場所在地における住宅難は決戦下、勤労人口の急激なる凝集に伴ひ愈々深刻化し国民厚生観点からも問題化するに至った。……転任しても転住し得ず、職を得ても工場近くに家を求め得ず、



自然長距離通勤者の数を増して帰するところ交通難の現出、生産能力障碍とさへなつた。しかも住宅難はさらに密住の現象をもたらす、寮舎や、住宅の建築が間に合はない。附近のアパートや寄席等を借り上げても収容しきれないので、やむなく附近に在住する世帯持工員の家庭に割当てて独身工を分宿させることもなり、却って風紀、衛生上の混乱、能率の低下を来たすといふのが現下の情勢である」(昭和一九年版、三二〇ページ)。またこのころ、家賃の騰貴も著しかった。たとえば「最近家賃は住宅不足、資材騰貴にかこつけグングン暴騰、ことに新築家屋は三間で七〇円あるひは八〇円代といふ法外の高値が横行してゐる」という状態だった(朝日新聞一九四二年八月二五日付)。

一九四四年にはいると、空襲対策としての建物疎開が、三月に決定された「決戦非常措置要綱」の一つとして促進されることとなり、京浜、名古屋、阪神、北九州などの大都市において七、八月ごろまでに建物の取りこわしが強行された。また大都市における学童の集団疎開がこの夏に実施され、同時に妻や子供、老人の郷里や地方縁故先への疎開が増加し、家族を疎開させた残留労働者の「疎開やもめ」が都市に増加した。こうして家族そろっての居住生活はまったく分解するにいたつた。一九四四年一月の東京空襲を皮切りにアメリカ空軍の本土空襲が激化した。一九四四年一月から一九四五年五月にかけての連続的大空襲によって東京、名古屋、大阪、神戸、横浜の大都市は徹底的に破壊され焼き払われた。ついで六、八月には中小都市が空襲にさらされ、ついに広島、長崎に対する原爆投下によって終わりをつけた。「朝日年鑑」は次のようにしるしている——「全国一千四百万戸の住宅の中、実に二割弱の二百三十万戸が戦災により灰燼に帰してしまったのであるから、この一年間に住宅問題は深刻な影響を国民に与へた。敵機に追はれ、空襲のサイ

レンに追ひ立てられて、地方に向つて殺到した疎開者、戦災者の群は、農家の納屋、蚕室、鶏小屋をまで借漁つてこれを住居とし、一方焦土に残留する人々は、戦災跡地に焼トタンの掘立小屋や地下壕舎を作つて雨露をしのぐなど、住の観念はこの一年かつて国民が想像もしなかつた形態に変貌させた」と(昭和二一年版、二二二ページ)。

またこれら戦災者や疎開者が流入した都市近郊の農村地帯では、これに対するヤミ家賃の暴騰が生じた。たとえば当時の朝日新聞によれば——

(1) 東京都下の青梅町、六畳間(普通一ヵ月四円)を二〇円で、八畳間(普通五円)を二五円で貸す(一九四五年四月一日付)。(2) 同青梅町、二〇坪の倉庫をそのまま住宅として一ヵ月二〇〇円で貸す。西多摩郡吉野村、一〇畳一間を一ヵ月八三元で、八、六畳二間を一ヵ月千円で貸す(同五月一〇日付)。(3) 「畳一畳八円といふのはまだしも、二、三畳程度の部屋代を一年分一千円とし、然も前金で請求されたものもあり、四月中二十円だった間代が一挙に翌月九十円になった実例もあった」(同五月二四日付)。

(注) こうした状態に対して東京都が五月に決定した間代基準額は次のようだった(同五月二四日付)。(1) 土間貸(物置や鶏舎などの土間だけを借りて、借主が自分で住宅化したもの)——一坪八〇銭。(2) 板張貸(蚕室その他板張りの建物を借り、借主が自分で畳建具を入れて住宅としたもの)——一坪一円五〇銭。

(3) 住家の座敷貸——一畳につき二円五〇銭。

政府の対策 一九四〇年以降政府はだいたい次のような方針をかかげて住宅供給の促進を図つた——(1) 会社、工場、鉱山の事業主をして勤労者住宅(寄宿舎を含む)を建設せしむること、(2) 公共団体たる府県または市町村に勤労者または庶民の住宅を建設せしむること



と、(3)貸家組合を育成し民間投資家の活動を促すこと、(4)住宅営団をして大量低廉なる勤労者住宅を建設せしむること。このうち(1)企業による労働者住宅の建設については、工場に対しては一九三九年以降、鉱山に対しては一九四〇年以降、資材の配給や資金融資が政府から行なわれた。しかし木材や畳をはじめ建築資材の不足から一九四三年三月末現在において完成をみたものは世帯向住宅約七万五千戸、寄宿舍二〇万六千人分にとどまっている。また(2)市町村公共団体による住宅建設については、一九四五年以来「労働者住宅建設損失補償制度」を実施してその促進を図り、東京、神奈川、愛知、山口、愛媛、福岡、長崎の七都府県、および大阪、横浜、名古屋の三都市において、世帯向住宅九九〇〇戸、寄宿舍六〇〇〇人分の建設計画が一九四三年度中にはだいたい完成するにいたった(以上主として前掲「戦時下の住宅問題」——朝日新聞一九四三年九月二日付による)。

一九四一年四月、住宅営団法が施行され、住宅営団(資本金は政府出資一億円、住宅債券一〇億円、計一一億円)が設立された(五月に開業)。これは「労働者その他の庶民に対する住宅供給の事業」(住宅建設および経営その他)を行なうことを目的とするもので、次のような「庶民住宅」三〇万戸建設の五ヵ年計画を決定した——一九四一年度三万戸、一九四二年度六万戸、一九四三年度から四五年度まで毎年七万戸。まず一九四一年度においては東京、大阪、名古屋、仙台、広島、福岡の六支所管内に三万六千戸を建設することに決め、実行にのりだした。しかしとくに太平洋戦争突入とともに建築資材の不足がはなはだしく建設計画は一部縮小を余儀なくされた。そのうえ建設は遅延し、一九四二年七月現在、完成した戸数は全国でわずか四千戸にすぎず、工事中のもの二万九千戸という有様だった。また一九四三年六月現在においても、完成戸数はこれまで

の全部で二万三千戸にとどまった。なおこの住宅の規格については、一九四三年四月から厚生省が設計した「戦時標準型」によることとされた。これは建坪七坪半(四畳半、三畳)、九坪(六畳、三畳)、一二坪(六畳、三畳二間)、一五坪(六畳、四畳半二間)の四種となっており、いずれも資材を極度に節約したいわばブラックだった<sup>(1)</sup>が、しかも一九四三年度計画戸数のうち半数以上を、最も狭い七坪半住宅の建設に当てることになった。

なお工場寄宿舍の極度のひっばくに対して政府は一九四三年九月、工場附属寄宿舍規則(工場法にもとづく)を改正し、これまで一人当たり最低一畳半となっていた寄宿舍の寢室の定員規則を、必要ならばこれにさらに低下せしめることにし、寄宿舍つめこみを図った。一九四四年にはいると木材をはじめ建築資材は軍需増大のため極度にひっばくし、山林濫伐も問題となった。政府は深刻化した労働者の住宅難に対して、もはや住宅の新設・供給政策をもつて対処することは不可能となり、既存建物の利用に重点をおく方針が出されるようになった。二月には一般住宅建築を事実上停止する措置がとられ、五月には閣議において旅館、料亭、空屋住宅など遊休建物を住宅営団が買収して工場に譲渡することなどの措置を決定し、既存建物の転用によって工場寄宿舍や社宅の確保を図った。<sup>(2)</sup>しかし一九四四年一月に始まるアメリカ空軍の本土空襲の激化によって、いっさいの住宅政策はまったく無力化するにいたった。

(注一) 戦争中住宅営団が建設した住宅戸数については、正確なことはよくわからない。コーヘン、前掲書(下巻、二〇七ページ)は、開業以来九万一七九一戸を建設したとしているが、この建設期間がいつからいつまでであるかあいまいである。また住宅問題研究会「住宅問題」(一九五一年一月刊)には「住宅営団戦前建設戸数」として次のような数字が掲げられている



——新築住宅約一三万二四〇〇戸、転用住宅約一万四八〇〇戸、受託事業約七千戸、他に組立セット売三万六八〇〇戸分（同書、一九一ページ）。

（注二）工場寄宿舎や社宅の建設が増加したのは主として、太平洋戦争に突入し労働者が強化されるようになった一九四二年ごろからであった。労働者の住宅難はそれ以前から深刻化していたが、一部の大企業を除いて一般に寄宿舎や社宅の設備はきわめて貧弱なものだった。たとえば大阪市内の小工場（従業員一〇〜五〇人未満）についてみると、一九四一年八月現在、貧弱なものでもともかく寄宿舎施設をもつ工場は調査総数の二三・六％にすぎなかった（大阪市社会部調査——岡本精「小工場における福利施設の概況」——「社会政策時報」一九四二年七月号による）。

また鉄鋼業の大企業のばあいでは、寄宿者収容能力は一九四一年の四三・五％から一九四二年七七・五％へと、单身寄宿舎の建設は増加したが、社宅（世帯持住宅）の収容能力はこの間二五％から二六・一％へとわずかの増加をみせただけだった（鱸平亮「鉄鋼業労務の事情」——「社会政策時報」一九四三年五月号による）。しかし工場住宅施設拡充の要請が増大する反面、木材や畳をはじめ建築資材の不足は著しくなっていく、既存建物の転用によって急場をしのごうとしたが、ここでもまた空襲・焼失を免れることはできなかった。

これを日立製作所のばあいについてみると次のようである（「日立製作所史」2、七二ページによる）。

社宅	寮（カック
	内は借用）
一九三八年末現在数	九五〇戸
	八五室

一九三九年一月〜四五年八月における建設数

合計

一、二〇八戸

四九三室（六六五）

二、〇六戸

一、三〇六室（二、〇三三）

九五戸

七〇室

終戦時残存数

一、一〇三戸

六三〇室

（以上、同製作所日立工場についての数）

「太平洋戦争期にはいり……従業員が一举に膨脹したため、各事業所において社宅および寮の増設が緊急の問題となった。……特に青年学校寄宿舎・单身寮・工具寮・女子寮等は、応急に借家をもってこれにあて、社宅についても資材の割当を得て新設するほか、産業設備営団・住宅営団による新設あるいは疎開住宅・廃業料亭の購入、移築等あらゆる措置を講じて建設、補充した。……戦争末期には工業都市周辺にあった多くの施設は被爆により焼失し、また社宅以外に居住する従業員の住宅も同様であったから、社宅の不足はますますはなはだしくなり、生産増強にとつての大きな障害要因となった」（同書、七二〜三ページ）。

**住宅戸数の変動** 戦時下の住宅戸数の変動をコーヘン（前掲書）によってみれば第86表のようである。全国的な住宅戸数は一九四二年まで毎年徐々に増加を示した。また建設戸数も太平洋戦争突入前夜の一九四〇〜四一年においてかなり増加したのをはじめ、一九四二年までは年々二〇万戸以上の住宅が建設されてきた。しかし一九四三年からはまず建設戸数が落ちとなり、そのうえ一九四四年からは建物疎開で多数の住宅が取りこわされ、一九四五年には空襲による損壊が増した。そのため一九四五年における全体の住宅戸数も、これまで一四五〇万戸以上だったものが一一三〇万戸へと激減している。また戦争によって失われた住宅戸数は、建物疎開によって六一万四千戸、空襲によって二五〇万二千戸、そしてこれによ



第86表 住宅戸数の変動 (日本内地)  
(単位 千戸)

年 別	住宅戸数	防空作業の 関係の 取りこわし	空襲による 損 壊	建設戸数 (推定)
1937年	13,853	—	—	366
40年	14,424	—	—	313
41年	14,729	—	—	326
42年	14,974	—	—	258
43年	14,905	—	—	80
44年	14,673	171	8	50
1945年 (1~8月)	11,291 (推定)	443	2,494	15

[備考] 1) 原資料の出所は内務省, 厚生省  
および大蔵省。  
2) コーヘン, 大内訳「戦時戦後の日本経  
済」下巻, 206ページによる。  
3) 本表では原表の火災, 水害などによる  
損壊戸数を除いてある。

る罹災者は九二〇万人にのぼった。この結果、国民は壕舎、バラッ  
ク生活や過密、同居居住に戦後久しく悩むことになった。

### 第六節 健康状態

戦争中においては少年層から高年齢層にいたるあらゆる労働力が  
あげて軍需生産のために動員されたが、栄養供給の著しい低下と劣  
悪な労働条件のもとでの労働強化は、これら労働者の体力の消耗、  
健康の破壊を極度に増大させた。ここではその集中的表現ともいう  
べき結核の問題を中心にみていくことにする。

結核の増大 一九三七年日中戦争突入以来の戦争経済のもとで、  
結核はとくに増加の一途をたどった。まず健康保険被保険者におけ

る結核罹病率の動きは次のようである(被保険者千人当たり、政府  
管掌と組合管掌の合計)。

肺 結 核	総 数		男 子	女 子
	一九三六年度	一九三九年度		
腸および腹 膜の結核	一九三六年度 三九年度	一九三六年度 三九年度	一九三六年度 三九年度	一九三六年度 三九年度
	一・四	一・四	一・四	一・四

すなわち結核罹病率は男女とも大幅に上昇しており、またこれに  
伴って死亡率も高まった。

(注一) 協同会「労働年鑑」に引用されたある健康保険組合にお  
ける肺結核患者の増加の動きは次のようであった(被保険者一  
万人当たり肺結核患者数——昭和一七年度、一二一ページ)。  
一九三八年一八〇、三九年二〇三、四四年二五五。そしてこれ  
ら患者は主として二〇歳から三〇歳前後の青少年層だった。

軍需・重工業の急膨張にもとづくこれらの産業の労働者数の増大  
に伴って、結核はこれまでの紡績工業から金属・機械工業部門へとそ  
の重点が移っていった。そして年齢的には農村から都市大工業地帯  
に集まってきた青少年労働者の罹患がとくに著しく、これはまた農  
村結核蔓延の原因を形成することとなった。次に、一九四〇〜四一  
年ごろにおける工場結核の実情を示す資料をいくつかかかげよう。

(1)「大阪府下一九工場四六二九名について、(一九四一年)一月か  
ら三月にかけて行はれた集団検診成績によれば、活動性結核患者  
は一五三名で総受検人員の三・三%に当ってゐる。その内訳は、  
機械器具工業三・九%で最も多く、化学工業の二・五%はこれに  
次ぎ、金属工業の二・一%は最も低い。これらはいずれも労務者  
一〇〇名ないし三〇〇名程度を有する軍需工場である」(宮本忍  
「産業と結核」一九四三年六月刊、一〇〇ページ)。このほか同



書には、一九四〇〜四一年ごろの工場就職希望者における肺結核患者の激増、農村出身労働者に占める罹病率の増大などの実例が数多く紹介されている。

(2) 平野宗「戦時産業能率の二、三の問題」(「社会政策時報」一九四二年三月号)によれば、労働者の体力低下の原因は主食の減少によるものが大きく、「食糧の変化による労働力の生理的打撃」は労働の激しい製鉄業において最も大きく、造船業および機械工業がこれに次いでいた。また某コンツェルン下の数工場における長期欠勤者(一四日以上)の調査によれば、一九四一年四〜六月、労働者全体の五〜一〇%近くあり、その原因は六月現在、結核によるものが二〇・一%を占めていた。

(3) 大日本産業報国会「産業安全の叫び——その十」によれば——某工場におけるツベルクリン反応陽性者は一九四〇年度五八・一%であったものが一九四一年度には六五・六%と増加し「七・五%が前年度より陽性転化せるものの如く、其主なるものは幼年工に著るしく前年陰性者の約半数が本年度陽性になった。又「一九四〇年度」採用せる養成工員陰性者が満一カ年後の「一九四一年」にて陽性転化率は三〇%にして内約五%は結核性疾患のため退社せりと報告してゐる。これ等の成績から考へても如何に生産団体の如き工場生活者の結核蔓延感染率の高きかが想像されるのである」(同書、七八六ページ)。

戦争下の結核 まず結核による死亡者数の動きをみると第87表のようである。総数では一九三八年まで年間一四万人台であったものが、一九三九年からは一五万人台に増加し、そして一九四二年においてはは一六万一千人、一九四三年には一七万一千人と太平洋戦争下

第87表 結核死亡者の推移 (単位 千人)

年齢別		総数	～14	15～19	20代	30代	40代	50以上
総数	1937年	145	18	30	52	21	11	13
	40	153	17	33	54	23	12	15
	41	154	16	32	55	24	12	15
	42	161	15	32	58	27	14	17
	43	171	15	32	60	29	16	19
男子	1937年	73	7	13	27	12	6	8
	40	81	7	16	29	13	7	9
	41	83	7	15	31	14	8	9
	42	88	6	16	32	15	8	10
	43	95	7	16	33	17	10	12
女子	1937年	72	11	17	25	9	4	5
	40	73	10	18	25	10	5	6
	41	71	9	17	25	10	5	6
	42	73	8	16	26	11	5	6
	43	77	9	17	27	12	6	7

[備考] 1) 全結核死亡者数。1943年は樺太を含む。千人単位で4捨5入したため各項の数字の合計は必ずしも総数と一致しない。

2) 厚生省調査。「日本統計年鑑」昭和24年版による。

において結核死亡者は著しく増大した。このうち男子については一九三七年以来年々増加の一途をたどったが、とくに一九四二年からは大幅に増加を示した。また女子は一九四三年における増大が目だっている。これを年齢別でみると、二〇代をはじめとする青年層、および中・高年齢層のとくに男子において、一九四〇年ごろからの顕著な増加が目だっている。

また「終戦経緯報告書」は次のようにしている——太平洋戦争発生以来「結核は増加の一途を辿り結核死亡は人口一万に付一



九四一年」二〇・九、「一九四二年」二二・五、「一九四三年」二二・五三となり、殊に工場事業場の労務者に於ては勤労の激化と食糧事情逼迫とに依り結核に因ると推測せらるる欠勤者漸次増加を示せり」(同報告書のうち厚生省の報告——朝日新聞社編「終戦記録」所収、四八ページ)。なお同報告書によると、工場事業場における労働者の長期欠勤率は次のようであった——一九四一年六・二%、一九四二年七・〇%、一九四三年七・四%、一九四四年七・八%。

一九四四年以降の結核死者数は公表されていない。またこのほか広範に存在する結核患者の戦争中の状態も明らかではない。しかし、戦争中の劣悪な労働、生活状態および療養環境のもとで結核の蔓延が著しかったことは、政府が一九四二年八月の閣議で「結核撲滅に関する強固なる国家意志を確立」するといふような結核対策要綱を決定したのをはじめ、これを国家的な重大問題として対策に腐心したことから容易に推測できるところである。

なお結核患者の増大を、当時工作機械などの軍需会社であった東洋工業(広島)についてみると、一九四四年九月現在、従業員総数七九〇〇名のうち一ヵ月以上の長期欠勤者は約一二〇名であったが、このうち「胸部疾患」を欠勤理由とするものは約三四〇名——職員長欠者八六名中四四名(五〇%)、工員長欠者一〇三七名中二九九名(二九%)に上っていた(「東洋工業株式会社三十年史」一九六ページによる)。